○中村座長 ただいまから検討会議の第3回を開催いたします。

危険水域のほどの暑さの中、お集まりいただきまして、どうも恐縮でございます。

きょう、御出席いただいている委員、関係省庁の方は、座席表のとおりでございますが、 山本委員が所用のため御欠席ということでございます。それから、堀内委員、丸橋委員に つきましては、日本ケーブルテレビ連盟須田様、テレコムサービス協会友村様にそれぞれ 代理出席いただいています。

きょうは、参考人として、テレビ東京の川崎様、慶應義塾大学の奥邨様、獨協大学の張 様をお招きしております。どうぞよろしくお願いいたします。

きょうは、正規版流通とこれまでの海賊版対策、それから諸外国における海賊版対策の 概要について、参考人の皆様からの御報告をいただきつつ、議論できればと思っています。

では、開催に先立ちまして、知財事務局住田局長から御挨拶いただきたいと思います。 〇住田局長 本日もお集まりいただきまして、ありがとうございます。先ほどございましたように、こっち側の冷房の調子がちょっと悪いということで、そうであっても熱い議論をぜひ展開していただきたいと思います。

これまで第1回、第2回とやらせていただきましたけれども、一部の方から、ちょっとポジショントーク的なのではないかという御意見も出ております。できるだけかみ合った議論というか、激しい議論でも構わないのですが、お互いに言いたいことをきちっと言っていただきながら、何らかの議論の方向性というのか、論点も明確にしていただき、またやり方などについても並行して御相談させていただきたいと思います。また、新聞紙上などでも、委員の方も含めていろいろと御議論いただいておりまして、大変ありがたいことだと思っております。

こういう会議で、時間も限られているという部分がありますけれども、時間が限られているから、時間がないからできないというのではなくて、どうしたらうまい仕掛けができるのかということを模索していくというのが、この会の趣旨であると私ども、考えておりますので、あらゆる可能性を排除せずに、どういうやり方ならよくて、どういうやり方だとだめなのかということを明確にしていくということを、きょう以降、3回、4回、5回、6回と議論を重ねていきたいと思いますので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

○中村座長 どうもありがとうございました。

報道の方で、カメラで撮っておられる方は、ここまでとさせていただきます。

(カメラ撮り終了)

- ○中村座長 では、事務局から配付資料の確認をお願いします。
- ○岸本参事官 お手元の議事次第をごらんいただきたいと思います。

本日の配付資料ですけれども、資料1と2が事務局資料となっております。

また、資料3、6、7、8が本日、御発表いただきます担当の省庁あるいは御発表いただく方々の御提出いただいた資料となっております。

また、資料4と5は前村委員と森委員から御提出いただいた資料となっております。

また、資料の一番後ろに机上配付資料を2種類、配らせていただいております。特に、 机上配付資料2につきましては、会議終了後、回収の予定となっておりますので、よろし くお願いいたします。

もし不足等がございましたら、お申し出いただければと思います。

○中村座長 よろしいでしょうか。

では、議論に入っていきたいと思います。きょうのテーマは、正規版流通と既存の対策、 それから諸外国の対策、この2つでございますが、前半で事務局、関係省庁、そして参考 人の皆さんから御報告をいただきまして、後半1時間ほどで自由討議の時間を設けたいと 思っております。

初めに、これまでの海賊版対策の取組と、それから4月13日の緊急対策決定後の動きなどについて事務局から説明をお願いできますでしょうか。

○岸本参事官 お手元の資料1をごらんいただきたいと思います。こちらですが、前回、 既存の海賊版対策について、どういった取組をしてきたかという御発表と、その後の意見 交換をいただいたことを踏まえまして、事務局として整理してみたものでございます。

大きく分けまして、左側のピンクの枠の中に書かれていることがユーザー側への対策で、 黒字で書いてあることが取り組んできたこと。そして、赤字で書いてあるところが、そこ から見えてきた課題という形で整理してみております。

著作権教育及び意識啓発につきましては、これまでもキャンペーン等の啓発事業ですとか知財創造教育も推進してきておりますけれども、課題としましては、中長期的に粘り強い実施が必要である。即効性があるというわけではないと考えております。

その下の検索結果表示抑止要請ですけれども、検索サービス事業者に対しまして、権利者のほうから検索結果からの降格または削除要請を実施しておりますけれども、原則として、サイト単位ではなくてコンテンツ単位の削除となっているということでございまして、イタチごっこの状況が続いているということでございます。

フィルタリング措置に関しましては、セキュリティ対策ソフト事業者等において、ソフトのフィルタリングによる警告表示などによってアクセスを抑止するという取組をしておりますけれども、効果としましては、それぞれのセキュリティ対策ソフトを利用している者に限定されるところでございます。

右側半分ですけれども、青枠で囲っているところがサイト運営者、配信側運営者ですとかレジストラとかサーバーに関する対策ということでございまして、上の段からごらんいただきますと、侵害コンテンツの削除要請につきましては、権利者におきまして継続的に実施してきているところですけれども、削除に応じた後で再アップロードするサイトも多いということですし、そもそも全く要請に応じない、あるいは要請窓口すらなく、手が出せないサイトも多いということでございます。

その横、民事訴訟につきましては、状況に応じて、発信者情報開示請求とか差止請求、 損害賠償請求というのも対応してきているということでございますけれども、差止とか損 害賠償請求につきましては相手方を特定しなければいけないわけですけれども、運営者が 特定困難なケースが多く、訴訟提起に必要な証拠を収集する前にサーバーを移動するなど して逃亡されてしまうということでございます。

その横、警察による取締りにつきましては、権利者において、警察とも連携して対応してきている。あるいは、当局において、取締りを実施してきているということでございますけれども、運営者が特定困難なケースが多く、捜査は長期間を要するケースが多いということでございます。

下の段に行きまして、ドメイン停止要請ですけれども、権利者のほうからレジストラに 海賊版サイトのドメイン使用停止を要請しているということですけれども、秘匿性の高い レジストラには対応してもらえないこともある。あるいは、対応してもらったとしても、 簡単にドメインが変更されましてサイトが再開されるということから、効果が限定的であ るということが課題として挙がっております。

その横、CDN事業者等への配信停止等要請でございますけれども、権利者から、警告を含めて要請しているということですけれども、そもそも発信者情報開示請求には応じていただけるということですが、その先、運営者を特定しようとすると、秘匿性の高い防弾サーバーなどを用いている場合、効果がないことが多い。差止請求については、CDN事業者というのは侵害主体ではないため対象とならない可能性が高く、勝訴判決を得たとしても強制執行を海外で行う必要があるため、事実上、執行困難であろうというところを説明いただいていたかと思います。

その横の広告出稿抑止でございますけれども、権利者のほうから広告団体宛てに協力要請を実施している。悪質なサイトのリストを提供・共有していただいて、広告出稿抑止についての要請を行っている。今後、定期的に協議を行っていくということで御発表いただいておりましたけれども、課題としましては、海外代理店を経由しました広告出稿ですとか、そもそも広告モデルではないような、広告出稿がないようなサイトについては対応できないというところが限界なのかなと考えております。

これに関連しまして、2ページ目以降、前回、御発表いただいた広告団体さんのほうから、前回、委員の先生方から御質問いただいた点につきまして、補足資料を御提出いただいておりますので、簡単に御説明させていただきます。めくっていただきまして、補足1:自主的な取組の意義ということでございます。

会員事業者さん、それぞれがガイドライン等の業界の指針を踏まえて、おのおのの事業 内容やサービスの特性に応じて自社基準を定め、適法性のみならず社会通念上認められる 合理性、適正性の確保に努めているということで、その下に幾つか自主ガイドラインの意 義というものを挙げていただいております。例えば、広告の倫理性など法令の及ばない領 域というのもカバーして補完することができるということですとか、その下にありますよ うに、法令のような強制力や罰則というのはないけれども、ビジネスを取り巻く環境の変 化に柔軟かつ機動的に対応できるメリットがあるということを記載していただいておりま す。

補足の2つ目ですけれども、今後の展開についてということですが、前回、御発表いただきましたとおり、違法サイトであるかどうかについて広告関係者が断定することは困難であるということで、CODAさんなど権利者の申告に基づいて、一定のルールで悪質と判断されたサイトをその都度排除していくということが現実的な対応策である。今後、CODAとの協議を通じて有効性を検証し、実効性を高めていく。

そして、海外出稿、海外の代理店を経由した出稿に関してということですけれども、諸外国においても日本と同様に、広告主、広告会社、媒体社/プラットフォーム事業者の3業態の業界団体が共同で枠組みをつくり、自主的な取組を実行しているということでございまして、例えばアメリカでは、TAGという組織があり、海賊版サイトの広告出稿抑止の取組を行っているということでございますし、イギリスでもJICWEBSという組織が不正サイトの根絶を目指して活動しているということですので、こういった海外での既にできている枠組みと連携していく中で、最新の知見を導入していくことを考えている。

ただ、一番下の黒ポツにありますように、侵害サイトにあえて出稿するという確信犯的な悪質な広告主ですとか、侵害サイトと直接契約する海外プラットフォームなどのアウトサイダーに対して、こういった広告業界の取組の効果が及ばない、限界があるということがございまして、海賊版サイトの収入を絶つためには、広告における対策だけでは十分でなく、多面的・多重的な対策が必要ではないかというコメントをいただいているところです。

続きまして、資料2をごらんいただきたいと思います。こちらは、第1回目の座長の御示唆も踏まえまして、4月13日の政府の緊急対策の決定以降にどういった動きがあるのかということを整理してみたものでございます。

一番上からですけれども、漫画村、Anitubeの閉鎖ということで書いておりまして、緊急対策を決定した4月13日以降、漫画村とAnitubeへのアクセスができない状況が続いている。サイトが閉鎖されている状態が続いていると認識しております。ただし、一時的に再生停止の状態が続いておりましたけれども、現在は限定的に視聴できる状態が続いているサイトもございます。

また、左下にほかのサイトの状況を少し載せております。類似性が少し疑われるような ほかの海賊版サイトで、現在進行形で活動しているところもあるという状況が続いており ます。

資料2に戻っていただきまして、その下の漫画・アニメの売上が回復ということでございますけれども、海賊版サイトによって落ち込んでいた漫画・アニメの正規版の売上や正規版サービスの会員登録が増加しているということで、少し資料を用意しております。後ろにdアニメストアの入会数の推移を載せておりますけれども、4月13日を境といたしまして、会員数が非常にふえているという状況です。

3つ目ですけれども、この海賊版サイトによる被害実態とか運営体制等に関する各種メ

ディアの報道が非常に多かったということで、そういった影響もあったのかもしれないですけれども、その下の広告出稿抑止の取組というものが本格的に始動したというところも、 1つ大きな動きとして挙げられるかと考えております。

さらに、その下、海賊版サイトの弊害に関する人々の意識の向上ということでございまして、緊急対策によって、海賊版サイトの閲覧・視聴自体は違法ではないものの、継続的な創作活動に悪影響があるということについての認知が向上したのではないかということでございます。少しデータをということでお配りしておりますのが、先日、行われました海賊版対策に関するアンケート、ドワンゴさんのほうでされたものをお配りしております。回答者数が2万7,816人ということでございますが、簡単に御説明いたしますと、例えば海賊版サイトの利用を止めましたか、止めていませんかということで、止めたという方が10%ぐらいいらっしゃる。

それから、その後ろ、あなたは、政府の海賊版サイトに対する緊急対策で何か効果があったと考えますかという設問に対しては、社会の関心が高まったとか、新たな法制度の整備が必要だという理解が広がったという回答が多かったということでございます。

さらに、3つ目の設問、あなたは、他の対策とともに、法制度の整備による海賊版サイトへのアクセス遮断が必要だと考えますか、考えませんかということで、考えるという方が62%いらっしゃったということでございます。

その他、この後ろの設問で、アクセス遮断以外に有効な海賊版サイト対策は何だと考えますかということに関しては、広告出稿の停止とか、検索結果から海賊版サイトの表示を削除するという回答が多かったということでございます。

再度、資料2の表紙のほうに戻っていただきまして、その他の動きということでございますが、全体として海賊版サイトの活動がそんなに激しくないといいますか、以前と比較して落ち着いているということでございまして、日本からのアクセスが多い海賊版サイト上位100サイトへのアクセスが激減している。3月中旬に比べますと、4月中旬で43%減少しているという数字も出てきております。

一番下、その他ということで、サイトブロッキング及び法整備に関する各方面からの意見表明ということで、さまざまなシンポジウムの開催ですとか、また、いろいろな団体から意見書や声明などを多数いただいております。その意見書ですとか声明につきましては、資料2の後ろに添付しておりますので、お時間があるときにごらんいただければと考えております。

その他、前回の意見のポイントというものを参考資料1としてお配りしておりますので、 適宜、御覧いただければと思います。

事務局からは以上でございます。

○中村座長 ありがとうございました。

では、続いて、参考人の皆さんから御報告をいただきたいと存じますが、まず川崎さん から「アニメ業界の海賊版対策の取組と新しいビジネスモデルの展開について」、お願い できますでしょうか。

○川崎様 テレビ東京の川崎でございます。よろしくお願いいたします。

まずは、アニメ業界のパイを小さくしてはいけないということで、これまで海外の違法対策とビジネスということを進めてまいりました。ただ、それはゴールでありまして、きょうはテレビ東京がそのゴールに向かって何をやってきたかというのをお話ししたいと思います。

まず、私、ライツビジネス本部長というのを先月から拝命しておりますが、簡単にライツビジネス本部とは何ぞやというのをお話ししてからでないと、ちょっと御理解いただけないと思いますので、お話しします。現在、ライツビジネス本部全体で140名ぐらいおりまして、アニメ局とコンテンツ事業局、それから新たに国際企画室というのをつくって、国内だけじゃなくて、海外にビジネスを広げていこうということでつくった本部でございます。特に、国際企画室、去年、中国の杭州に商品化ビジネス向けの100%子会社をつくりまして、本格的に商品化展開を違法対策も含めてやっているところでございます。

ちなみに、売上につきまして、国内100億円、海外100億円ということで、テレビ東京は 関東の放送局でありますけれども、国内と海外の売上がほぼ同じということで、海外比重 が非常に高くなっております。

これまで何をやってきたかということでございますが、正直、野放し状態がずっと続いている中で、いろいろやってはきましたけれども、特に07~08年、非常に力を入れました。 そこが非常に転機だと思っていますので、ちょっとお話しさせていただきます。

まず、シンガポールは世界でニュースに非常になりやすい、日本でもなりやすいということから、シンガポールのディストリビューターであるODEXさんというところと組んで、ISP、プロバイダ4社に対しまして、裁判所に悪質なダウンローダーのIPアドレスを公開してくださいという裁判を起こしまして、そのうち3社はその裁判で勝ちまして公開されました。その公開された悪質な人に対して、USドルで2,000ドルから4,000ドルを請求しまして、対応した。

ただ、4社目、裁判で負けました。それはなぜかといいますと、この3社で警告したところ、1人、10歳前後のお子さんが入っておりまして、それを新聞にたたかれまして、4社目は裁判所のほうでもアゲインストということで、厳しい結果になりました。ただ、そのことが功を奏しまして、シンガポールはその後、10年たっておりますけれども、今、非常にクリーンなマーケットになっておりまして、ビジネスも非常にうまくいっているという状況になっております。

その一方で、欧米に対してはYou Tubeさんを中心にやりました。このころは自動のオーサリングといいますか、違法コンテンツをマッチングして検出するものがまだなかったので、目視でやっておりましたけれども、「NARUTO」という作品では年間8万件、目視で削除しておりまして、2年連続、世界で第1位の削除件数というものを、You TombというYou Tubeの墓場というサイトでは、うれしいのか、うれしくないのか、そういう称号をいただ

きました。その経験をもとに、イタチごっこといいますか、それなりに効果は出るのですけれども、これはこのままではいけないということから、当時、違法で日本のアニメが大量に掲載されていた米国のサイトCrunchRoll、ユニークユーザー600万人おりましたけれども、その彼らが我々のところに相談に来たということでありました。

そのときに私は思ったのですけれども、シンガポールに対しても、You Tubeに対しても、いわゆる悪質な業者とつき合うのはどうかという意見も物すごくありましたし、自分のことも考えましたけれども、インターネットの世界は、小さな丸をたくさんつくって、すき間を埋めていく作業でないと、大手を中心とした違法の業者の人たちはなかなか潰せないと非常に感じておりましたので、これは一罰百戒といいますか、アニメが好きでやっている人たちをこちら側に引き入れて、黒を白にしてという作業を1回やってみようということで、09年1月から始めました。

そのときに、彼らは200以上の違法コンテンツを掲載していたのですが、我々は完全に100%ライセンスサイトになれと指示しまして、いきなり1月1日から8作品に減ってしまったのです。そのときにユーザーの方々から、テレビ東京、ふざけるなとか、もう二度と見ないという意見をたくさんいただいたのですけれども、1行、サイトの上に、ファンの皆様へ、お金を払ってください。でないと、いい作品が世界中に届けられなくなりますという一文を入れてユーザーに訴えたところ、非常に風向きが変わりまして、どんどん会員がふえていった。

そのときに、CrunchRollは無料の広告モデルを主張したのですけれども、我々テレビ局は、広告モデルのいいところも悪いところもわかっていますので、有料のモデルにこだわりまして、1週間は有料、会員向け。1週間後は、数を求める広告無料配信という手段をとりまして、これがだんだん非常にうまくいっていったということがございます。

そのモデルをもとに、今度は中国だということで始めたのですけれども、中国につきましては最初から有料会員モデルは無理だと思っていましたので、まずトゥドー(土豆)というサイトに対して迷惑料を払えと押しかけました。意外に乗ってきたので、これは中国も時代が大分変わったかなということから、かなり大きな金額をいただいてトゥドーとだけつき合うと決めました。ただ、何で1社にしたかというと、先ほどもありましたけれども、ユーザーの考え方が変わらないとインターネット上では何も変化が起きませんので、まず1社のみにしまして、独占という形。そうすれば、視聴者もなぜトゥドーだけでしか見られなくなったのかということから、一気にライセンスというキーワードが膨らんでまいりました。

それから4年たちまして、15年から4社に広げました。これは、独占の役割は果たした。 独占の間、ほかの人たちは、日本のほかの会社さんも含めてライセンスをしてくれという ことで、ファンの間への啓蒙活動が終わり、それが今度は業者の間への啓蒙活動に広がっ ていったということから、これは4社に広げたほうがいいのではないか。でないと、1社 独占体制が続きますと、ひさしを貸して母屋をとられるといいますか、どっちがライセン サーだかわからなくなるという部分もありますので、変えたということがございます。

少し戻りますけれども、1社、トゥドーにライセンスをしたときに、一気に17社に警告をしてもらいました。そうしたら、ほとんど受け入れまして、反転していったといいますか、黒が白に変わっていったという実情がございます。こういった積み重ねで、中国で今、売り上げが50億円以上ございます。

ただ、当局への事前申請制がドラマでは始まっていますけれども、アニメも先週、おふれが出まして、来年1月から事前申請制に移るとなっております。詳しくは、まだ具体的には聞いておりませんけれども、そうなった場合、日本とほぼ同じ時期に配信するのが難しくなりますから、再びカオス状態といいますか、P2Pを中心に違法状態がまた広まっていくということも考えられますので、現在、取引のある3社。4社のうち1社はこぼれましたので、3社と協議して、どうやって違法を潰していくかというのを進めていかなければいけないと思っております。

1枚めくっていただきまして、これまでその活動によって意識した重点項目というのは、何度も言いますけれども、ユーザー目線に立っての作業ということでございます。漫画にしても、アニメにしても、すぐ見たいとか、きれいに見たいとか、たくさん見たいという願望がありまして、ユーザーの考え方をどう捉えていくかに立った違法対策をしないと、アニメ、漫画ファンというのは非常に振れやすいので、そっぽを向かれてしまう。そっぽを向かれたらビジネス自体がだめになってしまいますので、いつでもユーザーがどう思うのかということを考えながら、違法対策をしてきたという部分がございます。

その点で言いますと、意識改革が大事で、そのために有料という制度をとったのですけれども、国内ではテレビは無料ですけれども、有料がメーンになっておりまして、今まで我々がやってきた海外での違法対策と国内での違法対策がちょっと変わってくるかなと思っております。それは、特に漫画は初めから有料モデルということで、有料で買ってもらっているものをただで見られてしまうということから、考え方を少し変えなければいけないかなと思っております。

それは、海賊版対策で一番重要なのは、業者のやる気を削ぐということでございまして、 有料モデルでどんどん出していくという方法もありますけれども、訴えたり、警告を出し たりして、どんどんやる気をなくさせるということが有効だと思っております。なぜかと いうと、基本、彼らは広告モデルではもうかりません。これは断言しますけれども、違法 動画につきましては、広告主さんは余りつきませんので、彼らはパイを広げて、そこで広 告なり有料会員にシフトして何とかなると思っていますけれども、実際上はなかなかうま く行きませんので、根気強く有料会員モデルをとるということと、裁判・警告等で粘り強 くやっていくことが重要かなと思っております。

アニメと漫画というのは、一蓮托生という言い方はちょっとあれかもしれませんが、両輪ですので、我々も去年、あにてれという国内の配信を始めまして、正規のもので穴を埋めていくということを始めていますので、国内でも徐々に効力を発揮していくのではない

かと思っております。

雑駁ですが、私のほうからは以上でございます。

○中村座長 どうもありがとうございました。私どもが今後の議論を進める上でも、非常 に参考になる、示唆に富む御報告をいただきました。

次に、委員から追加の意見、追加の資料を提出いただいていますので、それをこなしていきたいと思います。野間委員、前村委員、森委員からいただいていますので、簡単に補足説明をお願いできればと思いますが、まず野間さんからお願いできますでしょうか。 〇野間委員 講談社の野間でございます。

これまで、正規版流通のあり方に関して、市場全体の説明を余りさせていただいておりませんでした。現状を御理解いただこうと思いまして、今回改めて報告させていただきます。

(机上配布させていただいた資料ですが)まず、1番目の項目「市場規模とデジタルが市場全体に占めるシェア」について説明します。電子配信の「2016年の市場」の表ですが、アニメ、音楽市場については、前回、事務局のほうから配られた数字でございます。漫画、コミックの数字は業界団体の公開データに変えさせていただきました。それぞれ2016年の数字となっており、漫画について言えば、左側が紙を含めた市場規模であり、右側がデジタル版のシェア、市場規模ということでございます。ご覧のとおり電子書籍先進国と言われるアメリカにおいては、コミック市場は1,124億円、デジタル版のシェアに至っては120億円で9%にすぎないということが分かります。

ちなみに、アメリカの電子書籍市場全体でも3,049億円、市場全体に占めるシェアは19% という数字が発表されておりまして、日本の漫画、コミック市場における電子版のシェア がいかに高いかということが御理解いただけるのではないかと思います。

また、配信点数につきましても、日本国内、2017年度で最大手の会社では、電子コミック、約55万点、つまり55万タイトルのコミックが販売されています。その一方で、書店さんに出回っている紙製品は、流通点数で言うと8万4,000点。講談社に限りましても、電子コミックは2万2,000点で、紙のコミックが市場に出回っているのは1万点ということで、電子コミックのほうが断然多く流通しています。これだけ多くの電子コミックが販売されているというのは、過去からのアーカイブ、つまり絶版本と、電子版オリジナル作品、電子版でしか配信されていないものも多数含まれているので、これだけの規模になっているということでございます。

したがって、市場規模から見ても、他のコンテンツ産業、アニメ、音楽、米国と比べて も、市場規模、シェアというものは比較的大きいものでございますし、販売点数において も、紙の市場よりも電子コミックのマーケットは進んでいるということで、正規版は十分 流通しているということが言えるのではないかと考えています。

配付資料の2番目の項目、「業界の取り組み」に話を変えます。前回、レコチョクさんの話がございました。我々も実は同じようなことをやっております。2012年、株式会社出

版デジタル機構設立とありますが、これは60%以上の株を産業革新機構さんに出していただいて、残り4割弱を講談社、集英社、小学館など出版社11社が出資したというものでございます。これは、電子書籍市場が始まったばかりのところで、市場の健全な育成、流通の促進、さらに言うと、当時、市場が立ち上がったばかりでしたので、中小出版社の電子化というものが非常に遅れていました。

その辺の支援ということも進めまして、この会社は市場の拡大とともに、非常にうまく回りました。2017年3月には、産業革新機構さんをめでたくエグジットされて、きちんと売却益も得られたということで、メディアドゥという最大手の取次業者の子会社になっています。

また、海賊版に対する業界の取組というところで言いますと、業界というよりも、各社、それぞれの会社がさまざまな団体に加盟して、その団体を通じて海賊版対策を行っております。CODAさんに加盟していることはもちろん、そのほかにも一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会(ACCS)に加盟しておりまして、そこを通じて、各社、警察への被害届を出したり、捜査協力を行ったり、私どもでは刑事告訴の手続も既に完了しているということで、海賊版対策に関してもいろいろ業界を通じて行っております。

配付資料3番目の項目「ビジネスモデル」についてお話しします。出版業界には、大きく分けて3つのパターンがあります。ひとつは、都度課金モデルです。要は雑誌1冊幾らですとか、コミックの単行本1冊幾らというビジネスモデル。Amazonさんなどは、比較的そういうものが多い。

また、2番目として、有料サブスクリプションがあります。Amazonの中ではKindle Unlimited、またドコモさんがやられているdマガジン、ほかにも電子書店ではブック放題、シーモア読み放題といったモデルがあります。映像で言うと、Netflix、音楽で言うところのSpotifyなどは、この有料サブスクリプションモデルかと思います。

3番目が無料広告モデル。これはピッコマや韓国系のサイトなども無料広告モデルというものを結構やっています。ちなみに漫画村は、違法にこのビジネスモデルを展開したということでございますけれども、電子出版市場のビジネスモデルは大きく分けて、この3つのパターンとなり、各出版社は、この3つのモデルを使い分けているというのが実情です。

一番多いのは都度課金モデルで、1冊幾らということですけれども、個別に有料サブスクリプションモデルということもやっていますし、無料で見せるウェブサイトですとかアプリというものも幾つも存在しております。例えば、前回、お越しになられた三田先生の「ドラゴン桜2」というものが今、始まっていますけれども、その第1巻が発売されるとなったら、「ドラゴン桜1」の既刊のものを無料電子コミックとして公開して販売促進を行っていくといった可能性も十分あります。コンテンツによってビジネスモデルを変えていっているということが、我々が今、行っていることでございます。

言うなれば、この3つの使い分けというものが我々の販売戦略でございまして、これの 巧拙によって競合他社との売り上げの差も出てくるだろうということです。引き続き、新 たなサービスということももちろん考えていきますし、ユーザーの利便性ということは考 えていきますけれども、ここは非常に重要な販売戦略だということを御理解いただければ と思います。もちろん、漫画村のように、ユーザーの方々が無料でお読みになりたいとい うこともありますでしょうから、無料で見せてもいいものは無料で見せていくということ は既にやっておりますし、今後もやっていきたいと思っております。

最後になりますけれども、皆さん、結構気になさっていらっしゃる、売り上げの回復はどうなのかというところですが、配付資料2枚目の折れ線グラフをご覧ください。これは、私どもの昨年1月から今年6月までのデジタルコミックの売上高の前年比の推移をあらわしたものでございます。以前お話ししたとおり、昨年8月ぐらいから一気に落ちました。その前まで非常に高い伸びを示しておりますが、8月から一気に落ち込んで、3月ぐらいで何とか持ち直してきて、4月、5月、6月の一番右の数字をご覧いただければわかりますけれども、着実に回復しております。

さらに、3ページ目ですが、これは某大手電子コミック書店の2016年、四半期ごと、第 1 クォーターから2018年第 2 クォーターまでの数字です。ご覧のとおり、2016年第 1 クォーターから2017年第 3 クォーターまで、昨年 8 月までは、ここに書いてあるとおりの伸び率を示していましたが、先ほどの私どもの 8 月以降、売り上げが落ちたというのと合わせるように、漫画村がメジャーになり始めたところから一気に前期比で落ち込みました。その次の四半期も同レベルで推移してしまったのが、漫画村が閉鎖された 4 月以降、今年の第 2 クォーター、一気にこのとおりの数字に回復しております。

このデータは、同書店にかなり頼み込んで、無理やり出していただいた数字ですので、必ずこれは回収させてくださいということでよろしくお願いいたします。

以上です。

○中村座長 ありがとうございました。続いて、前村さんからお願いします。

○前村委員 ありがとうございます。一般社団法人日本ネットワークインフォメーション センターの前村でございます。第1回、第2回と出席できませんで、大変失礼いたしました。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

資料4のほうを私どもで準備いたしました。第1回、第2回で、諸外国のいろいろな状況を事務局のほうから資料で情報共有いただいたのですけれども、私、欠席していながら、代理で参加した者などから、いろいろな闊達な御議論があって、諸外国の調査ももっとやったほうがいいのではないかということを意見表明されたと伺っております。私どもも同じように思っております。

JPNICというところですけれども、グローバルインターネットに関する調整のようなことが1つの根幹となる仕事でありまして、そういった関連団体が世界中に幾つかありまして、

そういうところとかなり仲よくというか、仕事をしております。というわけで、我々としては、まずはブロッキングが施行されている国もそうですし、されていない国もそうですけれども、そういった国々の人たちに話を聞いてみたいなということで、そういうアンケート調査というものをやってみました。

アンケート調査というのはどういうものかというと、アンケートに答えてくれる回答者が考えていることを回答するということですので、実際、結果を見ましても、たまに矛盾するようなものがあったり、見解が違ったりするものもあります。したがって、これで見えるところはかなり限定的ですので、解釈というのは注意深くやっていかなければいけないと思っておりますが、それはそうだとして、その中からも見えてくるものがありましたということと。

もう一つですけれども、アンケート調査の1つの設問に、そういった状況を指し示すリファレンスをぜひとも教えてくださいという設問をつけ加えておりました。このリファレンスのほうが、今後、追調査といいますか、調査を進めていく上で非常に重要になっていくのかなと思っております。私どももインターネットのコーディネーションというものを仕事でやっているところですけれども、法律や公共政策のほうが必ずしも専門ではありませんので、もし御興味がある構成員の皆さんがいらっしゃいましたら、こういったところを共有させていただいて、一緒に調査していけたらと思っておりますので、ぜひともお声がけいただければと思っております。

それで、まずアンケート結果を受けた考察と書いているのですけれども、ここに考察として書いたことは非常に限られています。ブロッキングの効果は、技術的にも非常に限定的であるという意見が大部分であるということが見てとれましたということですけれども、幾つかはこの後、結果を見ていきながら、少し御紹介できればと思っております。そういったブロッキングの効果、ブロッキングを制度的にできると一生懸命しても、実は効果が非常に限定的だとすれば、そこに乗り出すコストの面など、いろいろと考えていかなければならないのではないかと思いますので、その辺を慎重に御議論いただいたほうがいいのではないかと思っております。

それ以外に、技術的な観点から、ブロッキングに関する技術的な考察というものが2つほど、代表的な報告書というか、レポートが出ておりまして、インターネットソサエティのもの、もう一つは、IETFからRFCという、標準化文書にも使うのですけれども、これのインフォメーショナルなペーパーというものも出ておりまして、この辺を第4回の会合以降に勉強会をしてはいかがかという御提案を事務局のほうからいただいておりますので、テーマとさせていただければと思っております。そういった形で、私どものほうからぜひとも提案させていただきたいと思っております。

それから、アンケートのほう、多少御紹介していきたいと思うのですけれども、まず2ページ、協力を依頼したインターネット関連組織というもので、我々の業界におりますと、これらの略称はすぐにぴんとくるのですけれども、そうではない方々には、こういった団

体がありますよということと。こういった団体にインターネットの関係者が非常にたくさん関与してインターネットを動かしていますということ。そういった組織にお声がけをしたところ、非常に鋭いというか、反響が大きくて、実に2週間にわたってですけれども、104のレスポンスをいただいております。その結果を後ろのほうに多少紹介いたしております。

4ページ、ごらんいただきますと、居住国で、Webサイトブロッキングを導入しているか否かという質問に対して、71%の方々が導入しているという御回答をいただいております。これに関して重要なことは、著作権だけではなくて、設問2に書いてあるようないろいろな対象に対するブロッキングも含めて、この数字であるということを補足させてください。

その中で、2番目に何がブロッキングの対象かという質問に対して、35の回答者が著作権侵害が対象だと答えております。1番と2番をごらんいただきますと、著作権侵害にブロッキングが適用されている例が、このアンケートの返答者いわく、半分以下になるということであるということです。

それから、5ページの5番目の質問ですけれども、導入されている場合、誰の命令によっての執行が可能かということに対して、17カ国中14カ国の回答者が、裁判所の執行命令も必要だと回答しているということ。

続きまして、第6番、導入している場合、その効果という問いに対しては、68.5%を占める63人から効果がないという回答。あるいは、18.5%を占める17人からは効果は限定的だということで、これを合わせますと87%ぐらいの回答者がブロッキングには効果がない、あっても限定的であると答えているということであります。

御紹介は以上とさせていただこうと思いますが、これは最初に言いましたことを繰り返しますけれども、アンケート調査でこういった結果を得ました。これは、我々が本件検討を進めていく上で、まず世界の状況を知りたいということで、こういったアンケート調査をやってみたという結果でありまして、これをもとにして我々の検討を進めていけたらなと思っているところです。

以上です。ありがとうございました。

- ○中村座長 どうもありがとうございました。 では、森委員から。
- ○森委員 ありがとうございます。

資料5、あっさりしたものですけれども、これは前回、これまでの対策の評価について 議論していたわけですけれども、私、札を立てていたのですけれども、時間切れで回って きませんでしたので、言い残しを書かせていただいたということです。

外国の訴訟について、日本の判決を承認・執行してもらうのが無理だということですけれども、それは相手の国がどこかということによるので、本件のCDNは米国ですから、そんなことはなかろうということです。本来は、参考資料1に前回の意見として入ればよかったなと思っていたのですけれども、こうやって形にできたので、よかったです。

言い残しですので、このぐらいにさせていただきます。ありがとうございました。 ○中村座長 ありがとうございました。

続いて、「諸外国における海賊版対策について」の議事に入りたいと思いますが、まず 文化庁国際課から、諸外国の制度の調査結果について御報告をお願いできますでしょうか。 ○文化庁国際課大野課長 文化庁国際課です。資料6に基づきまして説明いたします。

めくっていただきまして、スライドの1にございますが、まず調査概要でございます。 本報告は、平成28年度、2016年度に文化庁が三菱総合研究所に委託・実施した調査でございまして、昨年、文化審議会著作権分科会などの場でも報告させていただいております。 なお、調査が行われた28年度から、日々さまざまな技術が向上しておりまして、またそれらを活用したサービスが提供されております。その技術やサービスが悪用されて侵害行為が多様化・複雑化した結果、各国の対策も日々刻々と変化しておりますので、この調査をした2年前の時点でとっていた対策が、既に回避されていたり、現在では対策自体が運用されていないこともあり得ますことは、御理解いただきますと幸いです。

また、本調査は、実際に調査した外国のローファームや調査機関による認識でもあります。内容や立場によっては、委員の皆様方と異なる意見・評価があることも御承知おきいただければと思います。

それでは、1ページ目でございます。趣旨としましては、今後の我が国における著作権 侵害対策に係る検討に資するために、諸外国においてどのような侵害対策がとられている かについて調査したものでございます。

対象国は、ごらんの7カ国となります。

次に、スライドの2ページ目ですが、主な諸外国の対策を表の形で整理いたしました。 まず、1番目、海賊版コンテンツの削除について。これは、権利者の削除要請に基づき、 通信事業者、ISPが侵害コンテンツを削除する方法で、いわゆるnotice and take-downと呼 ばれています。そのほか、裁判所等による差止命令によるものもあります。

2番目として、検索結果からの削除ですが、権利者からの要請に基づき、検索エンジン 事業者が検索結果から削除、あるいは検索結果の上位に来ないように策を講じ、ユーザー が侵害サイトにたどり着きづらくする取組です。

3番目、ISPが、侵害している個人のネット接続を停止するものです。

4番目は、ISPが侵害コンテンツを掲載するウェブサイトへのアクセスを制限するもので、 サイトブロッキングはこれに含まれるということになります。

5番目、警告システムですが、ISPが権利者などと協力して、侵害している者に警告を送付するものです。これにより、侵害行為をしていることを知っている状態にさせる取組です。

6番目は資金源対策ですが、これは広告出稿抑制など、海賊版サイトの収入源を絶つ目 的で行われている取組です。

7番目、その他の対策としましては、ドメインの差押えなどが行われております。

次に、3ページ目をめくっていただきまして、これらの取組がどの国で取り入れられているかを一覧にしてみたものです。②は、制度上の根拠のあるものをあらわしております。 国により、明示的に法的な根拠が書かれているもの、あるいは解釈上、根拠が成り立つものなどがございます。なお、根拠があるものの、実例がないものにつきましては、括弧で実例なしと記入しております。

また、〇印は、制度上の根拠はないものの、自主的に事業者間の取り決めなどで運用されている取組です。

4ページ以降は、各手法の個別の内容につきまして、主なものを参考に記載しておりま す。かいつまんだ説明になりますが、御紹介させていただきます。

まず、1番目、海賊版コンテンツの削除につきましてですが、多くの国でnotice and take-downと呼ばれる方法がとられており、権利者が海賊版コンテンツを発見した場合に ISPにそれを通知すると、ISPは免責を受けるために当該コンテンツを削除するため、事実上、権利者がISPに削除を求めることが可能となっている仕組みです。

また、差止請求による方法もありますが、ドイツでは、例えば著作権法に基づく差止請求のほかにも、ISPに妨害者責任が成立する場合、民法を援用した差止請求も可能とのことです。

また、カナダにおきましては、著作権法に基づく差止請求で、コンテンツのみでなく、 ウェブサイト自体の運営を差し止める判決も出ています。

2番目、検索結果からの削除につきましては、幾つかの国で制度がありますけれども、 まだ余り実例がないというのが現状とのことです。

実例のあるフランスでは、著作権法に基づき、検索結果からの削除を求めることができることとなっておりまして、過去には検索エンジンのサジェスト機能による検索ワードを削除対象とした最高裁判決が出ています。一方で、海賊版サイトの運営者は、即座にドメイン変更を行うなどの対抗手段をとってくるため、本取組は余り効果がないとの指摘もあります。

5ページ目に行っていただきまして、3番目、個人のインターネット接続の停止についてです。

アメリカにおいては、「Notice and take-downスキーム」を用いて、事実上、著作権侵害を繰り返し行うユーザーのアカウント停止を求めることができるとのことです。その際、いわゆるスリーストライク方針が合理的とされており、ISPが定める運営方針においてもスリーストライクが採用されていることが多いようですが、何をもってストライクとカウントするかは事業者によって幅があるため、運用面に課題があるとの指摘もございます。

スライド6ページ目に行っていただきまして、4番、ウェブサイトへのアクセス制限についてです。オーストラリア及びイギリスの事例を挙げております。裁判所命令を得た上で、ISPに国外に蔵置されているウェブサイトへのアクセスの停止を求めるものです。

イギリスの場合、ブロッキングの方法はISPによりさまざまで、DNS方式、IPアドレス方

式、URL方式などがとられています。

現在、海賊版のほとんどは、国外のサーバー、特に削除要請や情報開示請求に応じない国・事業者のサーバーを使用していまして、権利者による通知の効果や我が国の警察権が及ばないことが一般的であります。本取組は、これに対抗する手段として用いられ、有効性を評価する声もある一方で、通信の秘密や表現の自由など、ほかの権利との関係性での危惧ですとか、裁判所命令を得るための費用と時間がかかることへの課題、また、技術的回避が可能であることから、効果に疑問があるとの見方もあるとの報告がなされております。

7ページ目に行っていただきまして、5番、警告システムについてです。権利者からの要請に基づき、ISPが侵害を行っている者に侵害行為を警告するシステムであります。カナダ及びアメリカの例を挙げておりますが、カナダでは、notice and noticeという仕組みが導入されており、これは2006年に始まった民間の自主的な取組が、2012年に制度化されたものということで、おおむね順調に運用されているとのことです。

また、アメリカでは、Copyright Alert Systemというものが運用されていました。現在は、既に運用を終えたとのことです。これは、権利者団体とISPとの間の覚書に基づき、自主的な取組として運用されていたものとのことです。

これらの国では、権利者が侵害者を特定することなく、ISPを通じて警告を行うということができる仕組みとして構築されておりまして、また、カナダの場合は、ISPは侵害者に警告するだけでなく、警告先侵害者の情報を一定期間、保管しておく義務も課されるとのことです。

アメリカにおいては、Copyright Alert Systemはスリーストライクの前段階としても合理的であり、かつ、ユーザーへの啓発としても機能したという評価がなされております。 次に、スライド8ページ目でございますが、資金源対策についてです。

イギリスでは、ロンドン市警知的財産犯罪ユニット(PIPCU)、権利者団体、広告事業者団体等の連携による自主的な取組が行われています。この取組では、権利者団体が著作権侵害を行っているサイトを特定してリスト化を行い、証拠とともにPIPCUに提供します。PIPCUはそれを受け取って侵害の有無を確認した後、侵害サイトリスト(IWL)を作成して広告事業者に共有し、広告事業者はIWLの掲載サイトの広告出稿を抑制するという仕組みです。イギリスでは、この取組が始まった2013年から2015年までの間に、IWL登録サイトへの広告出稿が73%減少したと報告されております。

このほか、アメリカでは、回避性の海賊版サイトのクレジットカード決済サービスを停止する取組も行われております。

7番、その他としては、アメリカにおいて、国内で管理されているドメインに限られますけれども、ドメインの差し押さえが行われていると報告されています。著作権侵害を行っているウェブサイトについて、法に基づいて、移民税関執行局がドメインを差し押さえるというものです。

最後に、9ページ目は、今までご説明しました各手法の評価をまとめております。これ までの内容と重複しますので、時間の都合もあり、説明は省略いたしますけれども、ごら んいただければと思います。

簡単ではありますが、以上で報告を終わります。

○中村座長 どうもありがとうございました。

続いて、慶應義塾大学大学院奥邨教授から、オーストラリアの制度整備について御報告をお願いしたいと思います。お願いします。

○奥邨様 慶應義塾大学ロースクール、奥邨でございます。

本日は、「オーストラリアにおけるサイトブロッキング制度と我が国著作権法制への示唆」というタイトルで御報告させていただきます。15分と、時間も限られておりますので、 早速、中身に入らせていただきます。資料7でございます。

まず、オーストラリアが2015年に著作権法を改正して導入しましたサイトブロッキング制度の概要を、イラストを交えてまとめてみました。内容が重いので、イラストはかわいいものを使っておりますけれども、こういう形になっております。

まず、著作権者が裁判所に対しましてブロッキング命令の発令を申し立てます。裁判所は、その申し立てが、裁判所の下のところに書いてあります3つの発令要件を満足しているかどうかを検討いたしまして、3つとも肯定された場合に接続プロバイダ、オーストラリア法ではキャリッジ・サービス・プロバイダとなっていますけれども、そのCSPに対してブロッキング命令を発令するという形になります。イラストにもありますように、ブロッキングできるのはオーストラリア国外にあるサイトだけという形になっております。

手続的なことを申し上げますと、権利者は申し立ての事実を接続プロバイダとサイト運営者に通知しなければならないという形になっております。接続プロバイダは訴訟の当事者になるのですが、サイト運営者も、本人が希望すれば訴訟の当事者になり得るという形になっております。実際に参加するかどうかは全く別問題でありますが、手続上、そうなっております。

なお、発令されたブロッキング命令に対して、権利者も、それから接続プロバイダも、 それからサイト運営者も、その命令を変更してほしいとか、取り消してほしいということ を申し立てることも可能という仕組みになっております。今、申し上げたのがオーストラ リアの制度の概要ということになります。

ページをおめくりください。ちょっと話が前後いたしますけれども、本日の御報告の前提を少し申し述べたいと思います。本日の報告では、通信の秘密などについての議論は触れません。オーストラリアについてもそうです。私は、憲法の専門家でもオーストラリア法の専門家でもなく、あくまで今回、サイトブロッキングの関係でオーストラリア著作権法関係を調べさせられたということですので、その辺、御容赦願いたいなと思っております。

また、後半のほうで、オーストラリア法と比べながら、現行我が国著作権法におけるブ

ロッキングの可否などについて、少し私見を申し述べるところもございますが、これはあくまでも通信の秘密などの問題がクリアになったということを前提としたものでありますし、また、立法論についても、いろいろな御議論を進めていただく上でのたたき台のようなことで、いろいろ論点を挙げているということでございます。私自身は、ブロッキングの導入について、必ずしも賛成ということではないのですけれども、仮に導入されるとしたならば、著作権法の視点でどういう問題点があるか検討しておくということは、著作権法の研究者として求められることかと思い、いろいろ考えてみた次第でございます。

宣伝のようになって恐縮ですけれども、きょうのテーマに関して論文を近々刊行予定になっておりまして、言葉足らずの点については、そちらで補足させていただきたいと思っております。

話を戻しまして、オーストラリアの制度ですが、ポイントは大きく6つ挙げられるのかなと思っております。

まず1つは、ブロッキングは、裁判所による差止命令の形式で発令されるということで ございます。したがって、必ず訴訟しなければならないというのが一つのポイントになっ てまいります。

2つ目は、サイト運営者に対する手続保障を一応用意してあるということでございます。 これは、先ほども申し上げましたように、申立者は、申立についてサイト運営者への通知 義務があるということになります。サイト運営者は、訴訟手続に当事者として参加するこ とが可能。ただし、実際には連絡がつかないということもありますので、これについては、 権利者が真摯に努力したけれども、実際、通知ができなかったという場合については、裁 判所によって状況を踏まえて免除するということは別途ありますけれども、とりあえず手 続としては、そういうことが用意されているということになります。

オーストラリアの制度の特徴的な点、ポイントの中でもポイントと言えるのは、この3 番と4番かと思えます。

すなわち、まず3ですが、ブロッキング命令を発令するかどうかと、接続プロバイダが侵害責任を負うか否かとは、直接関係しないということになっております。また、言葉を変えていえば、ブロッキング命令が発令されたからといって、接続プロバイダが侵害責任を負うことが推定されるということもないということになります。立法過程の資料にも判決にも頻繁に登場するのですが、ブロッキング命令はno-fault remedyだと書かれていて、独立の差止命令なのだと明確に位置づけられているというところが一つの特徴かと思います。

さらに、4つ目といたしまして、先ほども御紹介しましたように、ブロッキングできる対象がオーストラリアの国外に存在するサイトに限られると法定されております。立法時の理解といたしましては、国外のサイトについては実質有効な対策がないということを前提にして、こういう制度ができたと説明されています。逆に言いますと、国内のサイトに対しては、ブロッキング以外にサイト自体をテイクダウンするという形の対応策が存在す

ると理解されていたということになります。

次、5番目ですけれども、このブロッキング制度が権利者に乱用されることがないためにとしまして、対象は、著作権侵害やその助長を主たる目的とするサイトに限定されております。これは、判決にも立法資料にも出てまいりますけれども、この主たる目的要件というのは高いハードルであると述べられています。

最後に、6つ目、費用でございますけれども、著作権法の条文には、訴訟手続に当事者として参加しない限り、プロバイダは訴訟費用を負担しないということが明記されているということになります。では、その訴訟費用以外のブロッキングの実現費用についてはどうなるかですが、これを誰が、どれだけ、どういう形で負担するかというのは、これは裁判所の裁量によることになっておりますので、ケース・バイ・ケースということになっております。

実際の裁判例を御紹介したいと思います。網羅的に調べられたかどうかは別ですが、今までのところ6件ほどあるように思います。6件のうち、きょうは最初の裁判例で、現在も実質、リーディングケースとして機能しておりますRoadshow Films事件というものを御紹介します。ただ、Roadshowさんは幾つも訴えられているので、Roadshow事件だけでは本当は特定できないのですが、御紹介したいと思います。この事件でブロッキングの対象となりましたのは、映画などを無断ストリーミングしていたサイトと、映画などのトレントファイルを提供していたサイトでありました。

めくっていただきまして、裁判所は、さきに御紹介した3つの発令要件の該当性を肯定 いたします。

簡単に御紹介いたしますと、まず接続プロバイダが対象サイトへのアクセスを提供していること。これは、特に問題なく認められました。

次に、対象サイトが海外にあることは、IPアドレスなどから認定されました。

また、対象サイトで侵害行為やその助長行為が行われているか否かにつきましては、無許諾で、日本風に言えば支分権該当行為が行われている場合が侵害行為に当たり、また海賊版サイトにユーザーが容易に到達できるようにすることは、後者、助長行為に当たると言いまして、対象サイトはそのどちらかに少なくとも当たっているとして、2つ目の要件も満足するといたしました。

最後、先ほど申し上げた高いハードルである、主たる目的要件に関しましては、対象サイトの最重要の利用用途や最重要の想定利用用途が著作権侵害またはその助長である場合に満足されるとの解釈を示し、事実、そうなっているという結論を出したわけであります。

以上を踏まえて、実際に発令されたブロッキング命令の概要を申し上げますと、まず、接続プロバイダは、対象サイトについて、DNSブロッキング、IPアドレスブロッキング、URLブロッキング、その他のアクセスをブロックする適切な措置のうちのいずれかを実施せよという命令になっております。ブロックしたアクセスは、権利者が運営する特設サイトに誘導せよという形になっています。基本的には、このサイトはブロックされていますとい

う表示が出るサイトに誘導せよということになっています。

対象サイトがURLやIPアドレスを変更して運営を継続している場合、権利者は、変更命令の発令を申し立てることができる。その際、接続プロバイダから7日以内に異議申し立てがない場合は、原則、申し立てどおりの変更命令が発令されます。

それから、ブロッキングの実施費用でございますが、これはDNSブロッキングの場合、権利者は1ドメインネーム当たり50オーストラリアドルを接続プロバイダに支払えということになっております。

命令は、3年間有効であるとされました。

現在、オーストラリアでは制度の見直しというか、再検討、再評価が行われております。 これは、立法時に施行後18カ月後にレビューをすると決められていたためでございまして、 意見募集も行われております。 ざっと目を通しますと、権利者側もプロバイダ側も制度を 基本的には肯定的に評価していることがわかります。

ただ、権利者側は、現在の制度はある程度効果的ではあるのだけれども、使い勝手をもっと高める必要があるということで、例えば対象を検索プロバイダに広げるべきとか、海外サイトだけでなくて国内サイトも対象にすべきだとか、主たる目的要件のハードルが高過ぎる。あと、費用負担を権利者じゃなくてプロバイダが負うようにしてほしい。さらに、手続のスピードアップを図ってほしいなどということを求めています。

一方、プロバイダ側は、このままでいいのではないかという立場であります。

以上、オーストラリアの制度について簡単に御紹介しましたが、それを踏まえまして、 極めて簡単に我が国著作権法との関係で少し検討してみたいと思います。

オーストラリアは、差止命令によってブロッキングを実現しているわけですが、では、 我が国の著作権法112条1項、2項に基づく差止請求権によってブロッキングを求めること が可能かということですが、私自身の結論といたしましては無理だろうと思っております。

接続プロバイダは、ユーザーが海賊版サイトにアクセスするのを手伝っております。著作権法の世界では、侵害行為の幇助者に対する差止請求を認めるかどうかというのは議論があるのですが、仮に肯定説に立ったとしましても無理ではないか。なぜなら、ユーザーが海賊版サイトへアクセスすること自体は、これは現行著作権法では侵害ではないからであります。

なお、幇助者に対する差止めというアプローチではなく、カラオケ法理などのいわゆる 規範的主体論で接続プロバイダのアクセスを主体と捉えるということもあり得るのですが、 その場合もアクセス自体が侵害ではありませんので、主体になっても差止請求はできない と思います。

よって、著作権法においてブロッキングを可能とするには法改正が必要だろうと思います。手法は、少なくとも3つあるかと思っておりまして、まず1つは、海賊版サイトへのアクセスを幇助する行為、すなわちアクセスを提供する行為を著作権侵害とみなすという方法が考えられます。そうしますと、アクセスを提供する行為の差止めを求めることが可

能となります。

ただ、問題点といたしましては、アクセス自体は侵害でないこととの平仄をどう考えるか。また、みなし侵害者とされる接続プロバイダが損害賠償責任を負うかとか、刑事責任を負うかというあたりをどういうふうに整理するかという問題は出てこようかと思います。

次に、海賊版サイトへのアクセス自体をみなし侵害とする方法も考えられます。この場合は、接続プロバイダによるアクセスの提供については、先ほど申し上げましたように賛否両論ありますが、幇助者に対する差止請求を可とする。これは法律を定めるというのもありますが、解釈で対応するというのがあります。それから、規範的利用主体論で対処するということもあります。ただ、迂遠なことは否めませんし、そもそも従来、著作権法の世界では、著作物を視聴する行為、ここで言えばアクセスする行為というのは、本来、自由とされてきたことですので、そこを著作権侵害とみなすこと自体の問題というのも、また大きな点として挙げられるかもしれません。

3つ目は、これはまさにオーストラリアのように、接続プロバイダが著作権侵害責任を 負うか否かとは全く独立の問題として、ブロッキングを求める権利なり制度を新設する方 法でございます。この方法を採用しました場合、これまで挙げたような問題点は生じませ んけれども、従来の著作権法の差止請求権とは異質なものとなりますので、全く違う制度 として考えなければいけない。もしかすると、例えばプロ責法の発信者情報開示請求権の ようなものなのかもしれませんし、それとも違うかもしれませんが、位置づけは少し変わ ってこようかと思います。

この3つの手法、ほかにもあるかもしれませんが、具体的にどういうものをとるかというのも悩ましい問題でありますが、いずれを採用したとしましても、さらに制度設計上、問題になり得る点といたしましては、オーストラリアの議論を踏まえましてリストアップいたしますと、まず、対象サイトを海外のものに限るかどうか。

2番目、サイト全体に対するアクセスのブロックを可とする制度とするのか、それとも 申立者の著作物に対するアクセスのブロックに限られるのか。もしサイト全体のアクセス をブロックする場合は、悪性の高いサイトに絞り込むとともに、権利者の乱用を防止する などの目的から、オーストラリアのように、例えば主たる目的要件とか専ら要件を導入す る必要があるかもしれません。

また、3として、接続プロバイダだけに限るのか、それとも検索サービスプロバイダなどにも命令を出せるようにするのかどうか。

4つ目は、これはオーストラリアでもいろいろ議論がございますが、ブロッキングの実 行費用を誰が負担するか。

5つ目は、閲覧者の利益を手続上、どのように保障するかであります。基本的にプロバイダは、直接、侵害責任を負いませんので、本来、訴訟の当事者になっても、それほど強い利害関係があるのかという議論がオーストラリアで行われております。オーストラリアは、この点は、必要な場合は、消費者委員会の委員長とか、日本で言えば総務省のしかる

べき立場の方が命令の変更、取り消しを申し立てられるということも用意されています。 最後に、仮処分手続でブロッキングを可能とするかどうかというのもあり得ます。実は、 オーストラリアでも、仮処分とは言いませんが、似たような形でできるのか、本訴でなけ ればできないのかどうかという議論がありまして、現状までは全て本訴で行われていると いう状況になっております。

駆け足でしたが、私からの報告は以上となります。ありがとうございました。

○中村座長 ありがとうございました。

最後に、獨協大学の張准教授から「韓国の制度整備について」、お願いいたします。

○張様 獨協大学の張です。よろしくお願いします。

資料8になります。私に与えられた宿題は、韓国における海賊版サイトブロッキングの概要の紹介です。まず、1ページに関連する法律2つの比較表を入れておきました。基本的に海賊版に対する対応というのは、韓国においては著作権法に基づいて行われます。

2009年度に新設された133条の3の是正勧告は、韓国著作権保護院というところから行われます。133条の2の是正命令は、文化体育観光部長官の名義で出されるのですけれども、是正命令は3種類ありまして、コンテンツの削除命令、利用者のアカウント停止命令、掲示板のサービス停止命令というものがあります。この②と③の停止命令というのは、いわゆるスリーストライクルールと言って、3回以上違反をしたらアカウントや掲示板のサービスを停止するというものになります。

ただ、こちらはどちらも行政命令ですので、海外のサイトには届かない、対応ができないという問題があります。それをもちまして、海外にサーバー等を置いてある海賊版サイトに対しては、文化体育観光部長官が放送通信委員会に要請をするという形をとっています。こちらが右側の表の下のほうの、放送通信委員会による命令になります。こちらは、情報通信網法という法律に根拠を置いているのですけれども、この法律の44条の7というところで放送通信委員会が命令を出せるということが規定されております。

2ページをめくっていただきたいのですけれども、法律の仮訳を入れておきました。この44条の7は、「不法情報の流通禁止」というものなのですけれども、1項で、1号から9号までに流通してはならない情報の種類が一覧として挙がっております。このうち、1号から6の3号までの情報に関しては、その下の第2項により、放送通信委員会が職権で命令することができることになっています。

その次の第7号の国家機密の漏洩ですとか、8号の国家保安法の違反情報ですとか、9号のその他の犯罪目的の情報に関しては、第3項によりまして、以下の3つの要件を満たすことを前提に、放送通信委員会がサービス提供者、プロバイダにその情報の処理を拒否・停止又は制限するように命じなければならないと規定されています。この命じなければならない要件として、まず1号、関係中央行政機関の長の要請があったことと、2号、審議の後に是正要求をして、3号、その是正要求に対して情報通信サービス提供者が応じなかったことが挙げられます。

著作権侵害の海外サイトに対しては、この第1項9号の、「その他犯罪を目的とし、または教唆もしくは幇助する内容の情報」に該当すると解釈されておりますので、それによって第3項の命令になり、文化体育観光部長官の要請は、この1号の関係中央行政機関の長の要請に当たるとされています。この44条の7を根拠として、海賊版サイトへのブロッキング、遮断命令をしているということになります。

この遮断命令自体は、放送通信委員会が出しているのですが、遮断命令を出すべき情報やサイトであるか否かの審議は、ちょっと名前が紛らわしいですが、放送通信審議委員会という別の独立したところで審議をして、その結果を放送通信委員会に送って通信委員会の名義で命令を出すという仕組みになっています。

3ページ目の真ん中に情報通信に関する審議の規程、放送通信審議委員会の審議の際の 基本原則を載せています。最小規制の原則、公正性・客観性の原則、迅速性の原則、個人 情報や私生活保護の原則に基づいて審議をするということを原則にしているそうです。

ごらんのとおりに、この情報通信網法というのは、著作権侵害物に限るものではなくて、 猥褻物ですとか名誉毀損とかサイバーストーキングですとか、いろいろな種類の情報を対象としているものになります。基本的に著作権侵害の対応は著作権法に基づくのですけれども、海外サイトに対してはそれが届かないので、情報通信網法44条の7を利用しているという状況になっています。

この情報通信網法44条の7に基づいて放送通信委員会が遮断命令を出しているわけですけれども、実際、幅広い情報で事例が出ております。わいせつサイト、賭博サイト、あと、これは韓国特有のものですが、北朝鮮関連のサイトですとか、不倫の助長サイト、著作権侵害サイトというものが実際の遮断例として挙がっております。

多分、前回の会議でも議論が出たと思うのですけれども、このような行政措置としての 遮断命令というものが憲法違反ではないかという議論は、韓国においてももちろんあります。例えば、この44条の7の9号、犯罪目的の情報サイトを遮断できるというものに関して、これが言論の自由の侵害ではないかという違憲確認事案がありますが、憲法裁判所は 6 対 3 で合憲決定しています。立法者は、犯罪が何であるか、別の法律で立法しているわけですので、明確の原則にも反しない。情報通信網法も、立法目的が正当であって、侵害の最小性や法益の均衡性の要件も充足しているので、過剰禁止にもならないと判断しております。

ただ、反対意見の裁判官は、この明確性の原則と過剰禁止の原則に反するという意見を 出しております。

4ページに行きますと、44条の7の第3項の放送通信委員会の命令に関しても違憲確認の憲法訴願が出されていますが、これに対しては7対2で合憲の判断が出ております。立法の目的が正当である、過剰禁止の原則にも反しないという判断になっています。

ただ、反対意見の裁判官 2 人は、司法機関ではない行政機関の判断による規制なので、 表現の自由の制限がされ得る。文言の解釈上、取扱拒否の対象は当該情報であり、その当 該情報の集合体であるウェブサイトではないと反対意見を出しております。

この44条の7の3項の命令自体に対しては、一応憲法違反ではないとされているのですけれども、もちろん無制限に命令できるわけではなくて、幾つかの裁判例において、どのような要件のもとで命令すべきかという内容が出ております。4ページに3つの裁判例を紹介しているのですが、1と2は北朝鮮関連のウェブサイトを対象とした事案になります。3のほうが著作権侵害のサイトを対象としたものになっております。

1番の大法院、韓国の最高裁判所の判決ですけれども、「個別情報の集合体であるウェブサイト自体を対象として閉鎖命令、遮断命令をするためには、原則的にウェブサイトに存在する個別情報の全体が禁止される情報に該当しなければならない」としています。「ただし、一部しかこれに該当しないとしても、ウェブサイトの制作の意図、運営者と作成者との関係、ウェブサイトの体系、あと掲示物の内容と掲示物のうち違法な情報が占める割合などの諸般の事情を考慮して判断する」としました。この大法院の事例は、北朝鮮の政治体制に賛同する内容のサイトのブロッキングが合法であると認めた事案になります。

2番の事案もほぼ同じでして、「全体を不法情報として遮断するのは例外的な場合である。それを十分に調査・検討した後に遮断しなければならない」としました。これはイギリス人の記者が運営する北朝鮮の情報通信技術に関するサイトだったのですけれども、一部の不法情報のみを削除することができたにもかかわらず、全体を遮断してしまったので、最小規制の原則に反し、放送通信委員会の裁量権を濫用したものとして、違法であるという判断になっています。

3番目のほうは、4sharedというファイル共有サイトですけれども、こちらも著作権侵害ではない情報が流通されているにもかかわらず、サイト全体を不法として遮断したのは、比例の原則に違反して裁量権の逸脱であると、違法として取り消された事案であります。ただ、ソウル行政法院の事案は控訴審でひっくり返りまして、放送通信委員会の処分は正当であると結果が変わっております。

5ページに、著作権侵害サイトへのサイトブロッキングのプロセスです。著作権侵害の事実をまず検知します。これは文化体育観光部が費用を補助してつくり上げたICOP(不法著作物追跡システム)による検知、在宅モニタリングの人々による検知、もしくは権利者からの直接の申告、一般国民からの申告も受け付けています。

このようにして侵害の事実を見つけた後に証拠を収集して、韓国著作権保護院で著作権 侵害であるか否かを審議します。その審議の結果を文化体育観光部に送ります。これを文 化体育観光部で確認して、長官の名義で放送通信審議委員会へ遮断の要請をします。放送 通信審議委員会の審議を経て遮断を決定すれば、放送通信委員会の名義で命令を出すとい う仕組みになっています。遮断サイトのリストを各プロバイダに送ると、プロバイダのほ うは、フィルタリングサイトの一覧、目録に新たな遮断サイトを追加することになります。

実際、利用者が違法のリストに載っているサイトにアクセスしようとすると、URL遮断装置に振り向けられて、自動的にリストと対照します。そのサイトがリストに載っている場

合には、接続を遮断して、warning.or.krページに転送します。こちらに画像を載せているのですけれども、左側のKCSCが放送通信審議委員会です。右側は警察庁のマークが載っており、下にはこのように書かれています。

「不法サイトに対する遮断案内。今、接続しようとするサイトで不法・有害内容が提供されているため、接続が遮断されることをお知らせします。このサイトは、放送通信審議委員会の審議を経て、法律により適法に遮断されているものであります。問い合わせのある場合は、下記の担当機関に問い合わせてください」。そして、この各情報の種類別に担当機関の連絡先が載っています。最後には、「遮断されたサイトの運営者は、15日以内に異議の申請が可能である。その後も、行政審判とか行政訴訟により対応ができる」という案内が掲載されています。

遮断の方式ですけれども、URLブロッキングを採用しているとしています。2008年から8の基幹通信事業者にこの装置を導入して試験運用した後に、2009年から遮断(これは、著作権だけではなくて、全ての種類の情報ですけれども)が施行されていると言われています。その後、何度か迂回サイトに対応するためのアップグレードがされ、現在は、9つの通信事業者で運用しているとされています。

6ページに行きますと、情報通信網法に基づく著作権侵害サイトの接続遮断の実績ですけれども、コンテンツの種類別の数字と、一番右に合計サイトの数が載っています。2013年度に12件、2014年度に44件で進んで、昨年の2017年は72件のサイトが遮断されています。括弧の中は、個別の掲示物や掲示板の数で、括弧の外側がサイトの数になります。2018年、今年ですと、4月30日までの状況で85のサイトが遮断されています。

これは、著作権侵害サイトだけの数字ですけれども、その下に放送通信審議委員会の全体の議決の内訳が載っています。2017年と2018年上半期の実績を載せているのですけれども、左側の権利侵害から右に進みますと、接続遮断と網かけになっている数字があります。2017年の3,137件と2018年の上半期で5,579件、この中に著作権侵害のサイトが数的には含まれているということになります。

この放送通信審議委員会の審議の全体件数を見ますと、2017年で9万1,853件で、2018年の上半期だけでも12万を超えていますので、かなりの数の審議になっています。韓国においてサイトブロッキングというのは、URL単位で遮断のリストに載っているものだけをブロッキングするので、もしオーバーブロッキングという問題が生じるとすれば、技術的な問題というよりは、こういうリストの作成や審議の段階でしっかり見なかったという理由で発生することがあり得るのではないかと考えております。

7ページのほうで、海賊版サイトブロッキングに関する最新の動向を紹介いたします。 5月に文化体育観光部がプレスリリースを出しまして、現在、著作権侵害の海外のサイト は、著作権法の条文では対応し切れないので、情報通信網法の根拠条文のようなものを直 接、著作権法の中に設けるのはどうかということを検討するとしています。

また、現在のURLブロッキング方式では、いわゆるセキュリティプロトコル(https)で

はパケットを読み取れないので、URLの対照ができないのですね。そのため実際、海賊版サイトがhttpsにそのまま移ってやっているという事例が起きているので、このhttpsに対応できるような新たな遮断方式を検討するとしています。

ただ、このhttpsの場合、それを読み取るためには、サーバーネーム表示(SNI)の拡張フィールドを読み取らないといけないので、そうなると、暗号化されたパケットの中身を読み取ることになるので、これこそ通信の秘密の侵害ではないかと、ちょっと危惧は出ております。5月2日の本プレスリリースが出た同じ日に、大統領府の国民請願掲示板に反対署名が始まり、1カ月で2万5,093人の反対署名がありました。

国民請願掲示板というのは、1カ月以内に国民20万人以上が署名した案件に関しては、 大統領府が直接返事をするというものです。実際、別の案件で20万人以上の署名が集まっ て立法の検討に入ったという事案は複数あるのですけれども、今回の事案は20万人には至 らなかったので、別途の措置はされないままであります。

6月20日に放送通信審議委員会のプレスリリースでは、現在、遮断の要請のためには、まず権利者から著作権保護院に言って、著作権保護院の検討の後に文化体育観光部長官の要請という段階を踏んでいるのですけれども、時間がかかるのです。現在2~3カ月かかるという状況になっておりますので、それを権利者が直接、放送通信審議委員会に申告できるようにするということで、2週間ぐらいに短縮するという案を検討しているそうです。あと、審議人力を増やすことも検討しているそうです。

ただ、7ページの最新動向は、どれも確定したことではなくて、検討するという内容の ものになっております。

以上です。

○中村座長 ありがとうございました。

先ほどの文化庁の報告によりますと、各国さまざまな手段が海賊版対策としてとられているということでございまして、オーストラリアの例は、著作権法での裁判所の命令に基づく対応。そして、韓国は、日本で言えば電気通信事業法での行政府による対応のイメージということだったかと思います。

非常に濃密な報告をたくさんいただきまして、議論も核心に入ってきた感がございますけれども、一方で、きょう、余り時間が残らない状況になってまいりました。これから20分強、皆さんに自由に発言いただければと思いますけれども、これまでと同じように名札をお立ていただいたら御指名してまいります。今、川上さんと後藤さんと宍戸さんと長田さんと福井さんと森さんが上がっていますね。という順番でコンパクトにお話しいただければと思います。

川上さん、どうぞ。

○川上委員 ありがとうございます。

前回、御意見が出た中で、出版業界が今回のサイトブロッキングなどに対して、どうい うふうに思われているのかという質問がありまして、割とそれが尻切れトンボになってし まいましたので、私のほうから意見を言わせていただきます。

まず、弊社グループの中にはKADOKAWAという出版社もあるわけですが、私自身はネット業界の人間です。その立場から、実は数年前からサイトブロッキングは絶対必要だということを出版会社の人にお話しをしてきました。今回のサイトブロッキング自体は、明らかに対象サイトが限定されています。政府が恣意的に決めたわけではなく、みんなが知っている侵害サイトを選んだわけですから、検閲にも当たりませんし、表現の自由の侵害にも当たらないと思っているのですが、出版業界として、それを本当に言っていいのかということが質問の趣旨だと思います。

出版社の立場を僕が代弁するのはおかしいのですけれども、出版社としては非常にじく じたる思いがあるということを私のほうからは言わせていただきたいと思います。私は、 数年前からサイトブロッキングが必要だということを出版業界の中で言っていました。海 賊版サイトは表現の自由でもなく、サイトブロッキングは検閲に当たるものではないとい うことを説明していたのです。

ですが、「川上さんの言うことは確かに正しいかもしれませんけれども、出版社としてはそういったところには踏み込めないのだ」という説明をずっと何年間も受けてきたのです。それぐらい出版社は表現の自由とか検閲に対しては、非常に抑制的な業界であるということを皆さんには御認識いただきたいと思います。

それが変わったのは、漫画家の先生が悲鳴を上げてきたのです。このままだと自分たちの生活が脅かされる。それなのに、出版社は僕たちの生活を守ってくれないのか、と。もちろん出版社にとっても作家先生の生活を守るというのは一番重要なテーマですので、その中で今回のサイトブロッキングについて、出版社はじくじたる思いがありながら、やむを得ないということで要請したということであることを、皆さんには御認識いただきたいと思います。

私は、ブロッキングが最終的には必要であるということを言ってきたわけですけれども、本当にそれが有効であるかどうかについて、きょう、2つの意見が出たと思います。1つは、JPNICの前村さんのほうから全く逆の意見で、効果がないというのが大半だというアンケート結果が出ているというもの。一方、奥邨先生のほうは、権利者は効果があると思っていると。そういう全く正反対のアンケート結果が出ました。恐らくは、奥邨先生が言われているのは、権利者に関しては、サイトブロッキングに対して一定の効果があると満足しているということ。そして、前村先生の場合は、実際にブロッキングを行うインターネット業界の立場からは効果がなかったという意見が多かったということだと私は理解したわけです。

ここはすごく重要なところだと思いますので、特に前村先生にお聞きしたいのですけれども、こういうアンケート結果は別にして、前村さん自身はどう思っているのか、インターネットの専門家としてどう思っているのか。何もアンケートをしなくても、ここにはインターネットの専門家である前村さんをはじめとして、立石さんもいらっしゃいますし、

ましてや村井先生もいらっしゃる。本当にサイトブロッキングは効果がないと皆さん、思われているのかというのをインターネットの専門家の立場から、御意見を伺いたいなと思います。

もちろん、回避手段があるというのは知っています。知っていますけれども、皆さん、一般の世の中の人はインターネットの専門家ではございませんので、一般の世の中の主婦層や、高校生、普通の人たちが本当にブロッキングを回避するのか、何をやっても効果がないと本当に専門家として思われているのかというあたりを、ぜひこの3人の方に御意見をお聞きしたいなと思います。

以上です。

- ○中村座長 御指名です。
- ○前村委員 ありがとうございます。

まず1つには、先ほどの私の資料の中で1点、最後のページですけれども、説明していなかったのが、ブロッキングを実施している国からのインプットとして、ブロッキングに効果がないというインプットがあったというのは、ロシア、イギリス、韓国からの回答者は複数いたが、皆、効果がない。あっても非常に限定的だと答えているというところの説明を逃しておりまして、これは川上さんからの御質問にお答えする上でも結構重要かなと思いました。

もう一つですけれどもね。

- ○川上委員 そういうことではなくて、前村さん自身はどう思われているのか。
- ○前村委員 わかりました。それを今から答えようと思っているのですけれども、川上さんもよく御存じのように、ブロッキングの回避策がたくさんある。それで、川上さんの今のお話ですと、そういうふうな回避策をとるのは一部の専門家だけではないのかということでありましたが、まず、基本的に回避策があるから効果は薄いだろう。ブロッキングをした瞬間にイタチごっこというか、そこのドメイン名あるいはIPアドレスから別のところに移るという動作が作動しますので、イタチごっこ、すぐに反映する技術であるということが事実と思っております。

その上で、そうは言っても、回避策をとるのは一部であってということを川上さん、今、おっしゃっていると思うのですけれども、それに関しては、例えばいろいろな規制を逃れる方法というのは、ありとあらゆるところで割と簡単に手に入るようになっていまして、どうやったらブロッキングを回避してここに行けるかというのは、検索すれば回避策がすぐに検索できてしまうというところがありますので、そういった意味で言うと、専門家ではない初心者というか、一般のユーザーの方々にも回避策がアクセス可能なので、したがって、効果は薄いかなと思うところです。

○川上委員 専門家でなくても、ネットに詳しい人だったらそうだと思います。でも、一般の人が本当にそういうことができるのですか。できると思われているのが前村さんの御意見なのですね。

- ○前村委員 そうです。ですので、例えば検索すると回避するようなアプリが見つかって、 それを入れたら回避できてしまうみたいな、そのぐらいの手軽さだと思っています。
- ○中村座長 立石さん、どうですか。
- ○立石委員 御指名なので。

私も簡単にできると思っていまして、カジュアルにできるかという話になると、例えばここで出てきたCloudflareは世界各国でブロッキングされていますので、Cloudflareみずからが回避するためのアプリをつくって、それをスマホでも何でも入れてもらえればすぐ見えますということをツールとしても既に出しています。

それから、これはそういうつもりがあってじゃないと思いますけれども、例えばGoogle がことし4月ぐらいに出したGoogle WiFiというアクセスポイントがあるのですけれども、これはそもそもDNSブロックを回避するためにつくったのではないと思いますが、最初から DNSがパブリックDNSに指定されていますので、DNSブロックは簡単に回避できるなと。

あと、今、インターネットが遅いとよく言われていて、v6を使えばと、この中でv6がわかる人は少ないと思いますけれども、某有名な評論家さんがブログで、v6というものに変えたらインターネットが早くなるということだけでv6の問い合わせが殺到したりすることもあるぐらいなので、割とカジュアルにできてしまうことではないかなと思います。

以上です。

○村井委員 私も技術的には同じですね。回避策というのはどんどん出てくるので、残念ながらアプリケーションの新しい方法をつくっていくのは簡単なので、そういうものが出てくるとは思います。それ以上に私は、実はサイトブロッキング、つまりDNSをいじるというのは、前も申し上げましたけれども、サイトブロッキングを進めるに当たって、副作用がやばいというのが一番心配ですね。この副作用、オーバーブロッキングや系全体の事件。

前も言いましたけれども、過去にも大事件。GoogleをブロックするためにGoogleへのアクセスがいろいろなところで禁止されてしまったという、不可能になってしまったという構造上の副作用が起こるので、それよりも別の方法で効果があることが技術的に追求できるのであれば、それを一緒に考えていく必要があるだろうと思います。

○川上委員 僕は、今のお三方の意見は極めて無責任だと思います。

まず、回避策があるからというのは理由にならないと思います。あらゆる犯罪に回避策はあるわけです。それがイタチごっこになるのは、当然の話です。それで、回避策をとるのが全員なのか、国民全員が犯罪者なのかというのは、僕はかなり強引な決めつけだと思います。ブロッキングすれば、そこに回避策があったとしても、全員がその回避策を使うわけではないですよ。効果は確実にあるわけです。効果が確実にあるにもかかわらず、回避策があるということを理由に、それは効果がないとするのは詭弁以外の何物でもありません。それをインターネットの専門家であるお三方が言われるのは、非常に無責任な態度だと思います。

○中村座長 ありがとうございます。

この問題は最後のほうまで続くことだろうと思いますので、きょうはここまで札を立て ていただいた方々の意見をこなしていきたいと思いますが、では、後藤さん。

○後藤委員 私のほうから3点です。

まず、机上配付資料1ですけれども、現況、この3サイト。2つがこういう状況で、1つはこういう状況というのがありますけれども、これ以外にもいわゆる悪質なサイト、現況、16以上あります。それが現実ですね。この3つだけで終わりでないというのを認識いただきたいと思います。

それと、先ほどの資料4ですけれども、非常におもしろい資料だと思います。一番最後の6ページの「強く反対」が60.6という数字でありますけれども、反対している方たちの国では野放しなのですかということですね。やりたい放題やられているのか。では、代案は何なのですかというのをぜひとも聞いていただければよろしかったかなと思っています。

それと、資料4の4ページ目に戻りますが、導入されている場合、どういう技術が使われているかということですが、私が求めているのは、日本のISPさんに負担をかけないDNSブロッキングを求めています。ついては、6ページにまた戻りますけれども、効果がない、効果が限定的ということで羅列されています。追求すればこの様な問題は幾らでも出てきます。では、DNSブロッキングにおいて、どの点で効果がないのかを絞り込むべきだと思います。それを盛り込んだ上で、対策というか、検討していくべきだと思います。

それと、逃れる道がいろいろあるということがありましたが、カジュアルなユーザーには絶対効果があると思います。特に小中学生については、法律でサイトブロッキングがあるということが基本にあって、それをもとにフォローし教育する必要があると思います。ほかの対策がいろいろありますけれども、それらでフォローしていくということが必要であって、サイトブロッキングのみであれば十分に効果が出ず、だだ漏れということもあろうかと思います。その辺を教育とかで補うということが必要だと私は思っています。

それと、最後の資料 5、森委員提出の資料ですが、CDNの提訴というものがございます。 先般もうちの墳﨑が回答したと思いますが、Cloudflareは大体11時間で情報開示していき ます。世界から照会されているにもかかわらず、日本が照会しても大体11時間で回答して くるというのが現実です。

それと、もう一つ、告訴ですけれども、私も日本警察と30年以上、刑事事件をやっていますけれども、いわゆる起承転結、被疑者を起訴するという犯罪事実が構成できて初めて受理するというのが当たり前ですから、乱暴に告訴状を出して、はい、お願いねということはとてもありえません。いわゆる権利者が相手方を起訴できるという確たるものがあった上で告訴するというのが一般の常識です。

以上です。

- ○中村座長 森さんが早くから手を挙げておられたので、今のことも含めて。
- ○森委員 ありがとうございます。

今のことに簡単に。まず、CDNについては、発信者の情報開示をするとか、そういう話で

はなくて、テイクダウン、削除してください、削除しろという差止請求の話です。

告訴については、普通が違うということなので、余り議論の余地がない。私はこちらが 普通だと思っています。

私が申し上げたいのは、資料2です。4月13日の総括を今回、していただいたと思うのですけれども、いろいろ効果があったということが左側に書いてありますが、一番下。サイトブロッキング及び法整備に関する各方面からの意見表明で、これはいろいろな意見が出ているということですけれども、中間取りまとめ等で総括していただく際には、その中身もある程度書いていただく必要があるだろうと思っています。

特に、今回のことが非常に大きな議論になったのは、この後ろに意見書が順番に別紙でついているわけですけれども、提出団体の半分弱が憲法との問題を指摘していたということがあります。法治主義の逸脱ではないか。それから、検閲のおそれがあるのではないか。特に、4番目の情報法制研究所は憲法の研究者等を擁する学会なので、そういったところからそういう指摘があったということは、これは重要だと思いますから、総括していただくべきことと思います。

2点目ですが、この緊急対策決定における緊急措置を、もはやすべきではないということをこの検討会の決議で示していただきたいと思います。そもそも現時点において、ブロッキングに賛成という委員の方も、これはもはや緊急措置をやれと言っているのではなくて、法律をつくってしっかりやりましょうという御意見だと理解しています。ところが、事業者側では、NTTは実施するという方針を現時点でも維持していると、7月に入ってからの報道でもメディアに対して答えているということですので、通信の秘密は法的根拠に基づかないブロッキングによる侵害の危機にさらされていると言えるだろうと思います。

私は、この検討会が、海賊版対策がされれば、あとはどうでもいいという検討会だと見られるのはまずいと思っています。通信の秘密や、それが支える表現の自由もどうでもよい。他のインターネット上の権利侵害情報についてもどうでもよい。ひとり著作権侵害だけが救済されればよいと考えていたのでは、今後のさまざまな対策がうまくいかない。それはなぜならば、いろいろな人たちの協力をあおいで進まなければいけないからです。そのためにも、緊急措置をすべきでないことを今、はっきり決議して、通信の秘密が侵害されることを確実に防止していただきたいと思います。

私がいろいろ申し上げなくても、中村座長も6月30日付の「BuzzFeed」の記事でインタビューに答えられて、事業者を緊急避難に当たらないと誘導してあげないといけない気もしている。政府から、もう緊急避難でないと言わないといけないかもしれない。宣言を出せれば出すと思うが、状況を見きわめているのではないかとお答えになっています。これは、全くそのとおりだと思います。そして、その宣言を出すタイミングは今だと思いますので、決議でお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○中村座長 ありがとうございます。

時間が迫ってきております。ただ、札を上げている意見はこなしたいなと思いますので、

若干の延長をお許し願えますでしょうか。よろしいでしょうか。都合のある方は、3時あたりで御退席いただいて全然構いませんけれども、もしよろしければお残りいただいて、若干の延長で議論を進めたいと思います。

今、森さんから、緊急措置、4月13日の政府の緊急避難には当たらないということの決議をとるべきではないかというお話をいただきましたけれどもね。

- ○森委員 済みません、正確には、緊急措置をもはやすべきではないということの決議。
- ○中村座長 緊急措置をすべきではないということの、ここでそれがそぐう行為なのかど うか、ちょっと私には自信がありませんけれども、現状について、事務局は何かそれに対 するコメントはありますか。
- ○住田局長 本日の机上配付資料1で、この3つのサイトの現状についてはお示ししたとおりでございます。
- 〇中村座長 4月13日の緊急措置というのは、こういった委員会の場で決めたというよりも、政府が決めたことでございまして、政府として、その緊急措置を撤回するとか何か変更を加えるということになると、もう一度、関係省庁が調整して合意した上で、総理出席のもと、閣僚がいるところでの意識統一みたいなことが必要なので、それを今ここでやるということにはならないだろうと思います。ここでもしできるとすると、現状の認識について、何らかの、こういうことではないでしょうかということを確認できればして、それを議事録に残しておくということが、今ここでできることかと思いますけれども、どなたか意見ありますでしょうか。

川上さん、どうぞ。

○川上委員 それに関して言うと、3サイトのうち、一部サイトはまだ見えるような状態になっているわけです。断続的に見えたり、見えなかったり。今、その3サイトの後継サイトというのも、前回のFree Booksのときというのはすぐに漫画村というのができたのですけれども、今回はその後継サイトが出ても、すぐにそれが潰れています。それは、今回の対策が本物だと思っているからなのですね。それに水を差す行為というのはすべきではない、そのメリットは全くないというのが私の意見です。

以上です。

- ○立石委員 先ほど出ましたように、NTTはやると宣言しています。一番問題は、現場の人間はめちゃめちゃ困っています。御存じのように、違法になりますので、自分が刑事訴追される可能性がある状況をずっと抱えたままで、4月13日から放ったらかし状態なので、ここはどうにか解決していただきたいと思います。
- ○中村座長 どうぞ。
- ○長田委員 私も森委員の御意見に賛成です。

今、ここでブロッキングが必要だとおっしゃっている委員も含めて、それは法的な何か 措置が必要だということで、ここで議論している。それがない状態の中で、この状態は緊 急措置に当たるという考え方はもう示せないと思いますので、せめて何らかの形でやれる ことをしたいと思います。

瀬尾さん。

- ○後藤委員 先程に申し上げましたけれども、ほかにもサイトがあるわけです。であれば、 新しいサイトを私はまた提示したいと思います。
- ○中村座長 いいでしょうか。ここで決議をとることはしないほうがいいかなと私は思っています。その決議の効果、効力がないので。ですが、そういったことを気にしておられる方が多いと思いますので、皆さんの認識だけちょっとお聞かせいただけますか。

○瀬尾委員 会議の進行なので、意見とは別に申し上げますけれども、ここは何かを議決するというのではなくて、戦略を決めるところです。政府でもありませんし、政府の一機関なわけです。ですから、ここで何かをいいか悪いか、しかも行ってしまったことを議決するかどうかというのは、全く本旨から外れる。少なくとも、我々は議決をするために集まっているわけではない。

それと、サイトブロッキングはいいと言う人もいれば、悪いと言う人もいる。これは当然ですね。だけれども、それについてどう扱いましょうかという、今後のことを考えて戦略を立てる会議ですので、本旨に戻っていただいて、これからどうしていったらいいのか、サイトブロッキングをどう扱っていったらいいのか。それから、全体をどうしたらいいのか、それをここで決めるのは、時間が限られている中ですから、いたずらに無駄な時間を使わずに、本旨をきちんと検討していただきたいと思います。

○森委員 済みません、今、NTTが何と言っているかというと、コミュニケーションズは「BuzzFeed」の7月6日の取材に答えて、ブロッキングを実施する意思は変わりませんが、今後の政府の対応方針等を見ながら準備を進めていく考えでありますと言っているのです。それで、犯罪対策閣僚会議をもう一回やり直してとか、そんなハイレベルの会議をやり直すということは非現実的なことで、できることを一つずつやっていくのが、この検討会に与えられた使命だと思うのです。

その中で、先ほど言いましたように、いや、著作権侵害だけ救済されたらいいのだ。NTT の職員のことなど知らない。通信の秘密もほかのことも知らないということであればいいですけれども、できることをやっていただいて何が悪いのですか。何の弊害があるのか、よくわからないです。

○川上委員 できることというと、これは海賊版対策なのです。でも、森先生、海賊版対策を邪魔することしかやっていませんね。邪魔することを今、提案されているわけですよ。 それは、この会の趣旨に僕は反しているのではないかと思います。

○森委員 それは、著作権侵害だけがこの会議の議題だと考えているから、そういう考え 方になるわけですね。私は、通信の秘密もほかの権利侵害情報もこの会議のテーマだと考 えているのです。その優先順位の結果として、ブロッキングには私は反対していますけれ ども、ほかの対策には賛成している。だから、著作権侵害だけがこの会議の課題で、それ 以外のことは知らぬというのであれば、川上さんのおっしゃるとおりかもしれませんけれ ども、ほかの権利侵害のことも見据えて方針を決定する、戦略を決定するということであれば、当然、通信の秘密の侵害についても、この課題のテーマに入ってくるはずです。

○中村座長 先ほど森さんが提案なさったことだけ、ちょっと処理したいのですけれども、 ここで決議をとることはしませんけれども、皆さんが今、現状をどのように認識しておら れるのかだけ、ちょっと聞いておきたいなと思うのですが、現状は、先ほど来いろいろな 状況の説明もありました。その上で、4月13日の緊急措置をそのまま継続してもよいとお 考えか、もう状況が変わったのだから違うのではないかと、森さんのようにお考えかとい うことだけ、ちょっと手を挙げていただけますか。緊急措置をこのまま継続しておくのが 適当であると思われる方、どれぐらいおられますか。

(挙 手)

○中村座長 当たらなくなっているとお考えの方、どれぐらいおられますか。

(挙 手)

○中村座長 どうもありがとうございます。これだけテイクノートさせていただければと 思います。

宍戸さん、どうぞ。

○宍戸委員 私が申し上げたかったことは、今、中村先生が決をおとりになったというのは、要するに緊急対策のうち、とりあえず3サイトについて緊急避難の要件を満たして、現行法のもとでDNSブロッキングを行うことが許されるという、緊急対策のその部分について、緊急避難としての要件、あるいは4月13日での御議論の前提となる条件を今では欠いているのではないかということについて、多数決というよりは、皆さんの認識を座長において、あるいは事務局において御確認いただいて、それを公の場で確認したという御趣旨ですね。

- ○中村座長 そうです。
- 宍戸委員 本来であれば、決をとる前にそれを確認したかったのですが、であれば結構 でございます。
- ○瀬尾委員 前の決定のときに私も参加していましたので申し上げますけれども、ほかのところでも申し上げておりますが、あの状況であれば、同じ条件であっても、私はあのときに賛成しましたし、今後もします。ただし、現時点であれと同じような状況を招かないために、この会議があるのだと思っています。ですから、今後、あのような状況、あのような判断をせざるを得ないような状況を招くことが致命的であろうと思いますので、それを招かないために、今、戦略をつくるべきだということですので、過去の判断が誤っていたとか誤っていないかと言われれば、私は決に加わった者として、あの判断は、何度も繰り返してもあの状況なら、同じように賛を示す。それだけは申し上げておきます。
- ○中村座長 ありがとうございます。

さて、札を立てておられる方を順に行きたいと思います。宍戸さん。

○宍戸委員 大分時間を超過しているので、手短に申し上げたいと思います。

森先生が憲法というパスを出していただいたような気もしますが、それだけの時間はございませんので、きょうの議論の文脈に即した点だけを申し上げたいと思います。先ほど川上さんが、効果が限定的とはどういうことだとおっしゃられて、会場が一気にヒートアップしたような気もいたしますけれども、その効果が限定的云々というのは、現実に海賊版対策というか、アクセスを減少させるという点で効果があるかという論点もあれば、いるいろ総合的な利益衡量の中で意味がある、そこまでやるべき手段かどうかという意味での実効的かどうか。実効的という言葉もいろいろあると思いますので、そこは多分整理しておかないといけないだろうと思います。

その上で申しますと、資料1の1枚紙も同じことが言えるはずでございまして、ここに 赤字で書かれていることは、それぞれの施策について、要するに効果が薄いとか効果がち ょっと弱い部分があるのではないかということを、何となく前へ前と出しているような雰 囲気がいたします。

先ほどの事務局長の冒頭のおっしゃり方で言いますと、やらない理由を探すというより、 やる理由を探しているような印象をこれでは与えますので、これまでの議論の中で十分掘 り下げられていない論点、フィルタリングの措置でありますとか、検索結果の表示抑止要 請等についても、この場でしっかりプレゼンテーションを求めるなり、データを集めるな りして、そこで言う、まさに効果的ということの積み重ねを図る、全体的な、総合的な戦 略というものを御議論いただきたいと思います。

加えて、青少年に対してきちんとした教育をしていくという意味では、ブロッキングをする、つまり、ISPがとめるというよりは、違法な海賊版サイトをダウンロードすることがよくないのだということのほうが、まずは重要である。あなたたちは悪いことをしているのですよということを法律上、示した上でリテラシー教育をして、あわせて、そこに至るまで、まだリテラシー教育が届いていないユーザーに対してフィルタリングをする。例えば、こういったストーリーも考えられるわけでございまして、これについて御検討いただきたいというのが1点目でございます。

2点目は、今回のヒアリングは、多分、事務局が両先生にそういう御趣旨でお願いしたのだと思いますが、総合的な海賊版対策という割には、ブロッキングのほうにやや寄っているところがございまして、フランスやアメリカ、特にアメリカのドメイン差し押さえなどの、まさに総合的な海賊版対策について、どういうふうになっているかということについて、もう少し深掘りしたお話を聞きたいと私は思っております。

また、この議論について、特にきょうの奥邨先生のお話は大変示唆的であったのですけれども、特にno-fault remedyとか、あるいは必ずしも請求行為の対象を確定しない形で訴訟を提起するといったやり方を、日本の法制になじませるにはどうすればいいか。ここは、法律家としてきちんと検討しなければいけないところだと思いますので、そういった点について、民法でありますとか、民事訴訟法でありますとか、電気通信事業法でありますとか、それぞれの基本的な法制分野について、事務局あるいは関係省庁からしっかり御説明

いただいた上で、具体的にどういう落とし込みがあり得るかという議論をさせていただき たいと思っております。

以上でございます。

- ○中村座長 立石さん、お願いします。
- ○立石委員 ありがとうございます。幾つかありますけれども、簡単に行きます。

2つほど検証していただきたいことがありまして、1つは、先ほどの資料2の、例えばQ3です。海賊版サイトへのアクセス遮断が必要か。多分、答えれば普通に遮断が必要だということになると思います。問われた人が、自分の通信の秘密が侵害されていると認識している可能性は非常に低いと思います。そこで、海賊版対策、ブロッキングというものに対する技術的な検証といいますか、JPNICの前村さんもおっしゃっていますように、私も今、資料を用意している状況ですけれども、ブロッキングというのは一体どういうものなのかという具体的な技術が、手元で行われているものと、遠くの国で行われているものと。

単純にブロッキングと言うと、そこまで行ったけれども、ここから先は通せませんでしたみたいな話と思っている方が非常に多いと思って、恐らく自分のこととして考えていない可能性が高いので、我々のほうでも資料を提供しますので、そこの技術検証をどこかでしていただきたいのが1点。

それから、先ほどもちょっとありましたように、カジュアルに超えられるかどうかという話ですけれども、先ほどの前村さんの資料にありましたが、IETFとインターネットの基準を決めるところを、途中に入るいろいろ余分なことをマン・イン・ザ・ミドルという言い方をしていますけれども、セキュリティ上の問題が出てくるということで、全ての通信は暗号化する方向に今、動いています。基準はどんどんできていますが、手元に行くまで何年ですか。そこはちょっとわからないのですが、基本的にインターネットは全ての通信を暗号化する方向で動いていますので、これをやめさせるのであると、暗号を使うことを禁止するような法律でもつくらないと多分無理になると思います。

それと、先ほど森先生から提案があった件ですけれども、4月13日に出た海賊版対策の中身に関する検証をちょっとやっていただきたい。1ページを見ると、緊急避難をやっても大丈夫なのだと普通、感じると思います。先ほどのアンケートのQ3と同じようにとってみていただきたいと思います。あれを皆さんに提示して、これは合法ですかねと聞いてもらったようなものを出していただきたいと思いますけれども、それが無理であれば、少なくとも中身に関する表現も含めて検証をお願いしたいと思います。

以上です。

- ○中村座長 長田さん。
- ○長田委員 まず、先ほど川上さんから、検閲に当たりませんかと、前回、私が質問した お答えをいただいたのですけれども、そのときに、みんなが知っている海賊版を選んだの だから、検閲ではないとおっしゃったと思うのです。そして、その後、後藤委員がそれ以 外にも悪いものがあるのだから、それを出しますよとおっしゃいました。それは、一体ど

ういう基準で、誰が選んでいるのかというところをきちんと明確にして議論しないと、そのまま行けば検閲だと私は思います。

もう一つ、川上さんの御発言の中に、作家の皆さんがとても苦労されていて、その権利を守るのが出版社の仕事だとおっしゃったと思いますが、資料1のところに、権利者において、権利者からとずっとあるのですが、この権利者というのは描いていらっしゃる先生方と考えていいのかということと。

それから、その方々の権利を守るのが、まず出版社としてのお仕事だということであれば、その権利者の権利を侵害して悪いことをしている人たちが、きちんと捕まるのが一番だと思うのですね。そのことから言うと、この資料1の一番右上の警察による取締りで、難しい、時間がかかることがあるということは書いてありますけれども、そこはもうちょっときちんと警察の方にも私はお話を伺いたいなと。何が課題で、何が難しいのか。何年だって追って捕まえていらっしゃるじゃないですか。それができないのかということについては、ちゃんとお話を伺いたいなと思っています。

それから、著作権を守ろうという意識とか教育というのは、中長期的に粘り強い実施が必要とありましたけれども、今までの発言の中でもいっぱいあった、4月13日のことでみんな理解したじゃないですかとおっしゃっているのだから、それだけある意味理解は進んだと思うので、もっと大きなキャンペーンを張っていくとか、子供たちにきちんと教育、文科省でもっと早い段階で入れていくとか、中長期と言わなくても、いろいろできるのではないかなと私は思います。

- ○中村座長 林さん、お願いします。
- ○林委員 先ほど中村座長が4月13日の本部決定について委員の意見を聞くということで、 挙手を求められましたが、そこへの流れについて理解が共有されていない中で、あのよう な形で取りまとめるのは、かえって問題があるのではないでしょうか。

また、そもそも4月13日の本部決定の意味について、どういう趣旨の、どういう法的性格を持つものなのかということについて、私は誤解があるのではないかと思います。

そういった意味で、賛成者、反対者、両方の意見が出ておりますが、もう一度、事務局から、4月13日の本部決定と、それに続いて、ここで議論していることの意味を整理していただいた上で、それについての意見を委員に問うていただきたいと私は思います。

具体的な制度設計については、私は反対論者の方の御意見も踏まえつつ、総合的に制度 設計していくべきだと思っております。その意味で、今日、奥邨先生から御紹介のあった オーストラリアの法制度は、対象範囲を海外に限定したり、考慮要素などもかなり具体的 に要件を挙げて規定しているという点において、非常に参考になると思いました。

以上です。

- ○中村座長 ありがとうございます。福井さん、お願いします。
- ○福井委員 エアコンが効かないと、大分ヒートアップするなという感じがしましたが、

非常に勉強になる御報告をたくさんありがとうございました。1つの質問と、3つほどコメントです。

川崎さんへの質問ですが、MioMioとAnitube、これはアニメ関連ですね。海外で法的手続がとられても、運営はとまらなかったサイトと理解していますけれども、これについては一体どんな対策があり得るとお考えでしょうか。これをお伺いしたいと思います。

先にコメントを申し上げてしまうと、ほかにJIAAさんの補足の資料がありました。海外での広告出稿の抑制は限界もあるという記載もあったし、一方、提携の試みもある。これは、ぜひ継続的に情報の提供をこの場でもしていただきたいと、事務局にお願いいたします。効果の検証が非常に重要だと思うからです。

3つ目、その効果ということで、奥邨先生の御発表の中で、オーストラリアでは権利者側、ISP側、双方が意見表明によってブロッキングの制度を評価しているという情報があったやに伺いました。こうした各国での客観的な制度評価、こういう情報をぜひ御紹介いただきたいなと思います。各自が情報をとってきましたといっても、さすがにゆがむので、そういう各国で行われている調査内容を知りたいなと思いました。

最後に、Cloudflareへのアメリカでの法的手続の話が出ました。先に申し上げておくと、私、これはやるべきだと思います。Cloudflareに対してはやるべきだと思います。ただ、あのアメリカの唯一の訴訟も秘密和解で終了してしまったようですし、ちょっと準則が見えない状況です。アメリカ訴訟での経費は、今さら語るまでもないところで、他にCDNサービスも存在する中で、米国訴訟をやることを、果たして現実問題として権利者はどのぐらい事実上、求められ得るものなのかなというのは、問題提起としてはしておきたいと思います。

川崎さん、お教えいただければ。

- ○川崎様 我々ビジネス会社としては、現行法を頭に置きながら、それからコストを考えながら、どうしても現実的な手法をとらなければいけないと思っていますので、その2社に対しましては、ひたすら警告は出しています。ですので、この警告の積み重ねで初めて黒だの白だのという議論になるという認識で、今、対応しています。
- ○中村座長 上野さんと石川さんの札が上がっています。お願いします。
- ○上野委員 まず1点目に、4月13日の政府決定に関してですけれども、この決定は、特に悪質な海賊版サイトのブロッキングについて、「緊急避難の要件を満たす場合には、その侵害について違法性が阻却される」と述べたものと承知しております。もちろん、仮に少なくとも3サイトについては緊急避難に当たるという解釈を示したと理解できるのであれば、別の問題になるかと思いますが、仮にそうであるとしても、政府がそのような判断を示したところで、刑法上の緊急避難に当たるかどうかは最終的には裁判所が決めることですので、政府がそのような解釈を示したところで法的拘束力はありません。だからこそ、ブロッキングを行うプロバイダにとって、政府の決定で緊急避難に当たると言われても意味がないという指摘があったと承知しております。そうだとすると、政府でさえない

この会議体で、現状においてブロッキングを行うことは緊急避難に当たらない、という解釈を示したとしても、何の拘束力もありませんし、余り意味のないことではないかと私は思います。

2点目に、森先生の出された資料について質問があります。

資料の1つ目で、CDNについて、「テイクダウンノーティスを行いながらも、日本でも米国でも、CDNを提訴しなかったのは不可解」とおっしゃっているのは、権利者がCDNを提訴できるのにしていないというのは不思議だ、という御趣旨かと思います。そして先ほど、ここにいう提訴というのは発信者情報開示請求ではなく差止請求のことであるという御説明もありました。先生が提訴できるということは、権利者側にとっては大変心強いことではあるわけですけれども、日米ともに、どのような理論構成でCDN事業者に対する差止請求をできるとお考えでしょうか。

もちろん、CDNに関しましては、アメリカで訴訟、そして和解があったことも承知しておりますし、また我が国で、CDN事業者をプロバイダとした上での発信者情報開示請求は行われていることも承知しておりますけれども、少なくとも日本法の著作権法112条をめぐる従来の議論によれば、侵害幇助者に対して差止請求するというのは、理論構成上、なかなか難しいと考えられておりますので、この点、どのようにお考えかをお聞かせいただければと思います。

以上です。

○森委員 ありがとうございます。

御案内のとおり、私は著作権法の知見がありませんので、112条との関係でどうなのかというのは、先生に聞かれて、特に理論的なお答えができるわけではありません。ただ、CDNが何らかの形で著作権侵害のデータをホストしていたことは間違いないですし、そして、ここから情報が国内に対してダウンロードされていたということも確かなわけですから、差止請求はもしかしたらできないのかもしれませんけれども、損害賠償請求等はできるのではないかと思いますし、シンプルに考えれば、掲示板の情報と同じように、削除請求、差しとめもできるのではないかと考えて、このように申し上げた次第です。

○中村座長 ありがとうございました。

石川さん、お願いします。

○石川委員 ありがとうございます。

4月13日の政府発表で、緊急避難的であったにしても、私どもアニメ業界といたしましては、効果は確認できたと思っております。それに伴う報道によりまして、若い子たちに対して、自分たちはまずいことをしているのかなという啓蒙があったということは、それはそれなりの効果ではないか。それは、皆さんも教育的なところでと言われますけれども、それは効果があったかなと思います。

私どもアニメ業界にとりましても、出版社の作家を守ることが必要だということもありますし、動画協会といたしましては、アニメをつくっているスタッフに対して責任がある

と思っておりますので、今後もこのような政府決定もそうですし、このようなことを政府 としても確実に進めていってほしいなと思っているところです。

○中村座長 ありがとうございました。

では、最後に。

○村井座長 まず、さっき川上さんに無責任だと言われたので。今、皆さんおっしゃっていることは余り変わっていないと思います。サイトブロッキングを推進するということと、サイトブロッキングに反対するという方に関しても、共通していることは、後藤さんもサイトブロッキングだけだと、だだ漏れだから、ほかのことと一緒にやらなければいけない。今の石川さんのお話も。ここに私が共同座長でいるということは、そういうことじゃないかと思います。

力をあわせて、本来の海賊版に関する対策の仕組みがどうなるかということを考えなければいけないわけで、どう考えてもサイトブロッキングだけがゴールではないはずですね。したがって、そこから議論をやらなければいけないということだと思います。瀬尾さんがおっしゃったこともそうだし、この会議がこういうメンバーでできているということは、どういう協調の体制と方向性を持って、一番最初の会議のときに私、言いましたけれども、我が国の宝のコンテンツのアニメや漫画というものが、どういうふうに健全にインターネット上で発展していけるのか。これがゴールにあって、その上での海賊版対策、これが私たちの会議の目的ではないかと思います。

そういう意味では、ぜひ今後の議論は、立場の違うステークホルダーが力をあわせて協調して、出口を模索していくというための会議だと思うので、ぜひその方向で議論を進めることができればなと思います。

以上です。

○中村座長 どうもありがとうございました。

座長の進行がまずくて、時間を大幅に超過してしまいましたけれども、きょうの会合は ここで閉会したいと思います。

きょうの議論について、住田局長からお話しいただきたいと思います。

○住田局長 温度も高かったですし、大変熱い議論をありがとうございました。ちょっと 気になった点が幾つかございましたので、申し上げておきたいと思います。

まず、この場は、今、村井座長からもございましたように、まさに総合的な対策を検討する場だと思っております。そういう意味で、誰も著作権だけが大事だと思っているわけではないと思うので、そこは、皆さんは多分、誤解がないと思います。皆さん、いろいろ守らなければいけないものを考えながら御議論いただいていると思いますので、そこは共通の理解ということでいいのではないかと思います。

それから、緊急対策の件が大分話題になりましたけれども、緊急対策というのはまさに 臨時・暫定的な措置でありまして、であればこそ、本格的な総合的な対策というのを考え なければいけない。こういう思いで緊急対策をつくっているわけで、まさにそこの新たな 枠組みをつくっていくということが、この検討会議でお願いしたいところであります。そういう意味で、有識者の方々、かつ有識者というだけではない。つまり、それぞれの御専門の分野でよくお話がわかるというだけではなくて、非常に幅広い御知見をお持ちだということで御議論いただきたいと思います。

ですので、専門のことについては、むしろ皆さんからのインプットをそれぞれいただき たいところで、専門のここのところが詰まっていないじゃないかというよりは、むしろそ こは助けていただきたいというのが正直な気持ちでございます。

それから、きょう、1つ大きく議論になった回避策云々の議論がありましたけれども、これについては、技術目線で考えるということももちろん大事なのですが、この海賊版対策、一時期は月に1億数千万アクセスあったわけですから、使う側に、より思いをいたさないといけないなと思っております。そういう意味で、きょう、教育の話が随分出たのは大変よかったと思うのですが、どういう形にしろ、これは違法サイトなのですよというのを目にしたユーザー、子供たち。もちろん、それを回避しようと思って、すぐ検索するという人もいっぱいいるに違いないけれども、そうじゃなくて、これは悪いことなのだと思ってやめる子たちというのも、かなりの数いることは間違いないわけです。

自分がユーザーの側に立ったとき、特に青少年、子供たちということを考えたときに、 それがどういうインパクトがあるのかというのは、技術の面だけでどんどん回避策がある よということを超えて、先ほどお話のあった教育の面とあわせて、回避策は確かにあるの だけれども、どうやったらそれを乗り越えて、より効果的なものにしていけるのかという 点も含めて御議論いただけると大変ありがたいなと思いました。

また、これからどんどん議論が深く、かつ広くなっていくと思いますが、私どものできることは何でもやらせていただきたいと思いますし、皆様からの御協力をいただきたいと思いますので、引き続きよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

- ○中村座長 ありがとうございます。
 - 最後に、次回の会合についての連絡を事務局からお願いします。
- 〇岸本参事官 次回の第4回ですけれども、来週、7月25日の午後2時からを予定しております。場所は、本日と同じ共用第1特別会議室でございます。

最後に、机上配付資料2ですけれども、終了後、回収させていただきたいと思いますので、机上にお残しいただきますようによろしくお願いいたします。

○中村座長では、閉会いたします。ありがとうございました。